

平成21年第3回本巢市議会定例会議事日程（第3号）

平成21年6月17日（水曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（19名）

1番	黒田 芳 弘	2番	舩 渡 洋 子
4番	白 井 悦 子	5番	高 田 文 一
6番	高 橋 勝 美	7番	安 藤 重 夫
8番	道 下 和 茂	9番	浅 野 英 彦
10番	中 村 重 光	11番	村 瀬 明 義
12番	若 原 敏 郎	14番	後 藤 壽 太 郎
15番	上 谷 政 明	16番	大 熊 和 久 子
17番	大 西 徳 三 郎	18番	戸 部 弘
19番	高 橋 秀 和	20番	遠 山 利 美
21番	鵜 飼 静 雄		

欠席議員（1名）

13番 瀬 川 治 男

欠 員（1名）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市 長	藤 原 勉	副 市 長	小 野 精 三
教 育 長	白 木 裕 治	総 務 部 長	鷲 見 良 雄
企 画 部 長	高 田 敏 幸	市 民 環 境 部 長	藤 原 俊 一
健 康 福 祉 部 長	村 瀬 光 廣	産 業 建 設 部 長	山 田 英 昭
林 政 部 長 兼 根 尾 総 合 支 所 長	山 田 道 夫	上 下 水 道 部 長	杉 山 尊 司
教 育 委 員 会 事 務 局 長	成 瀬 正 直	会 計 管 理 者	矢 野 博 行

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会議務局長 河合重光

議会書記 安藤正和

議会書記 吉村太志

開議の宣告

議長（後藤壽太郎君）

皆さん、おはようございます。

きのうに引き続きまして一般質問、きょう一日、よろしくお願いたします。

それでは、ただいまの出席議員数は19人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

写真の許可について申し上げます。議会だより編集のため、議場内及び一般質問の場面を議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（後藤壽太郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号8番 道下和茂君と9番 浅野英彦君を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（後藤壽太郎君）

これより日程第2、市政一般に対する質問を行います。

21番 鵜飼静雄君の発言を許します。

21番（鵜飼静雄君）

それでは、4点通告してありますので、順次質問をいたします。

まず第1番目は、保育園、また幼児園、幼稚園の職員体制の問題についてであります。

この件については委員会等、いろんな場でこれまでも質問をしまいいりました。そういったことも踏まえ、さらに保育体制を充実していくという思いを持って3点お伺いしたいと思います。

まず第1点目は、クラス担任の正職員化、これについてもたびたび指摘をしまいいりましたけれども、その現状がどうなのか、そして今後どのような計画を持っているのか、このことについてお伺いをしたいと思います。

例えば、3月議会の委員会でのこの正職員化の状況についてお伺いをしておりますけれども、それ以降も残念ながら途中で急にやめられる保育士さんが出るとかというようなことで、なかなか思うように進んでいないということは理解しておりますが、そういったことも踏まえながら、状況及び今後の計画についてそれぞれ担当の部長さんにお伺いしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を健康福祉部長と総務部長に求めます。

まず初めに、健康福祉部長 村瀬光廣君。

健康福祉部長（村瀬光廣君）

それでは、最初の質問のクラス担任の正職員化の状況についてお答えをさせていただきます。

本巢市内には、公立保育園5施設、幼稚園1施設、幼児園2施設の計8施設があり、平成21年4月から48クラス、1,059名の園児が通園をいたしております。園長及び配置した正職用務員を除きますと、教諭、保育士総数36名となり、クラス当たりの正職員率は75%であります。前年度の正職員率は84.0%でありましたが、真桑保育園、弾正保育園のクラス増等のことから、本年度は9.0%減少いたしました。

なお、現在、ゼロ歳児から2歳児の入園申込者数を調査いたしますと、おおむね横ばいでこれから推移していくものと見られます。以上でございます。

議長（後藤壽太郎君）

続いての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 鷲見良雄君。

総務部長（鷲見良雄君）

それでは、クラス担任の正職員化の今後の計画について御回答申し上げます。

保育士、幼稚園教諭の採用につきましては、毎年、定年退職者、勸奨退職者の状況により、クラス担任の正職員化を進めるため新規採用の人数を定めて採用しておりますが、新規採用決定後に出産や子育てのため、また自己都合のための退職者が出ていることや、真正地域におきまして、ただいま健康福祉部長が答えましたようにクラスの増加という状況でございまして、現在のところ、クラスすべての担任を正職員で対応ができていないという状況でございまして、それらをフォローするために嘱託職員を採用しているのが現状でございます。

女性職員が多いということございまして、このため、平成18年、19年度におきましては、保育士、幼稚園教諭の男性の職員も採用しているのが現状でございます。

今後の採用計画につきましては、職員の定数管理とか組織機構の観点から、保育士、幼稚園教諭の定数増をするためには、一般行政職職員の削減も必要になるかと考えております。事務の効率化や組織の改編を含めて計画的な採用を行っていきたいと考えております。よろしく願いをいたします。以上です。

〔21番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

21番（鵜飼静雄君）

現状については十分確認ができましたが、毎年計画的に採用していくということでございますけれども、不確定要素、児童数の増減、あるいは中途の退職等、さまざまな要素があって、昨年に比べて今年度だけでも10%近く、率としては減っているというような状況でありまして、じゃあ、これをいつまでに解消するかということについては、必ずしも明確にし切れない部分があるとは思

ますが、仮に現在の状態で児童数とかが推移するとした場合には、いつごろをめどに、この正職員化を100%に持っていかうという考えでおられるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

総務部長 鷲見良雄君。

総務部長（鷲見良雄君）

議員御指摘のように、大変社会的人口動態、いわゆる転入・転出とか、いろいろな要因もございますし、先ほどお答えしましたように、職員の自己都合とか、それらによって非常に不安定な状態になっているのも事実でございます。常々申し上げておりますように、できるだけ、せめてクラス担任は正職員化にしていきたいという願いを持って進めておるわけでございますが、今でございますように、48クラスに対しまして職員が36名とか35名の形になりますと10人近くの差ができていくということでございますので、それらを解消するためには、先ほど申しましたように組織的な問題もでございます。退職者プラス一、二名程度をプラスして採用しながら、数年のうちにはこういう状態を解消するための努力をしていきたいと現在では考えております。以上です。

〔21番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鷲飼君。

21番（鷲飼静雄君）

はい、わかりました。

数年、長くても、今現在でいうと12クラスないわけですから、最悪でも5年ぐらいで解消できるだろうと。それを今数年という言い方をされたので若干の幅はあるにしても、そのくらいだというふうに理解していけばいいだろうというふうに思いますので、もしそうでないというのであれば、また答弁していただければ結構です。それでよければ次へ移りますので、よろしいですか。

〔「お見込みのとおり」と呼ぶ者あり〕

では、2番目に移ります。この臨時議会のときに、市職員の勤務時間の15分短縮ということが決まりました。このことについては、労働時間の短縮というのは国際的な流れの中で、そのこと自体については結構なことだというふうに思っておりますが、人相手、とりわけ子供相手の現場では、15分短縮したから、じゃあその休憩時間をそれだけ余分にとれるかということ、現実にはなかなかとれないだろうというふうに考えます。例えば、広域連合の議会がありまして、そのときに大和園でも同じようなことがあるんじゃないかということで指摘をし、それに対しては、その職場の状況に合わせた対応を考えていくというような方向が出されておりますけれども、実際に、じゃあこの本巢市に置きかえた場合に、こういった保育園、幼稚園についてはどうだろうということを心配しております。そのあたりの状況についてお伺いできればというふうに思っています。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬光廣君。

健康福祉部長（村瀬光廣君）

それでは、ただいまの御質問にお答えをしたいと思います。

現在、幼稚園、幼児園、保育園の教諭、保育士職員は、市長部局の職員として位置づけをされております。一般の事務職員と同様であります。このことから、本業市職員の勤務時間、休暇等に関する条例に基づきまして、一日につき7時間45分と定められております。

園長を除く正職員の教諭、保育士は、勤務時間の短縮は、現在やはり困難な状況であります。早朝や薄暮による延長保育などを含めた勤務時間や休憩時間の割り振りをできるだけ早く実施できないか、今後検討をしていきたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしく願いをいたします。

〔21番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

21番（鵜飼静雄君）

この件につきまして、私的なこととなりますけれども、私の妻も今は障害者施設ですけれども、長年岐阜市の保育園に勤めておりまして、今言われたような状況もよくわかりますし、辞令を見ますと事務職員となっておりますのでその身分も知っておりますけれども、果たしてそういう形でいいのかどうかということも、この際、考え直す必要があるのではないかなというふうに思っております。そういったことも含めて、今後いろんなことを検討したいということですので、これについては結構でございます。

今、1番、2番と状況等をお伺いいたしました。せっかく採用した保育士が途中でやめたり、あるいは嘱託員なんかは、なかなか集まりにくいというような状況が現在あります。そういったことを考えてみたときに、保育士の採用する要件を見直したり、あるいは待遇の見直し、今2番でお伺いしたこととも絡んでまいりますけれども、そうした処遇の見直しというのも今必要になってきているのではないかなというふうに思っています。この点について、総務部長にお考えをお伺いしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を総務部長に求めます。

総務部長 鷺見良雄君。

総務部長（鷺見良雄君）

それでは、保育士の採用要件、処遇の見直しについて御回答を申し上げます。

職員の採用につきましては、平成18年度から岐阜県市長会、町村会及び岐阜県市町村職員研修センターの共同事業による岐阜県市町村職員の採用試験に参加をしております。第1次試験として教養試験及び事務適性検査を行っております。

採用要件といたしましては、受験資格の年齢制限を平成20年度までは27歳までとしておりましたが、より多くの方に参加、応募していただけるよう、今年度から30歳までといたしました。また、

保育士、幼稚園教諭の2次試験におきましては、ピアノ演奏や本読みなど実技も取り入れ、より実践的で優秀な職員の採用に努めているところでございます。

次に、保育士等の臨時職員の処遇につきましてお答えをします。

本年度から通勤にかかる費用を割り増し賃金として支給するとともに、有給休暇につきましても、勤務年数、勤務形態により異なりますが、最大20日間となるよう待遇改善を図ってきたところでございます。

また、今後につきましては、先ほど囑託員のお話も出ましたが、職責とか勤務内容によっては賃金、報酬について見直しも検討してまいりたい、かように考えておりますので、御理解をいただきますようお願いを申し上げます、回答といたします。

〔21番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

21番（鵜飼静雄君）

今、どのように取り組んでいるかということと、このように改善をしてきているという内容について話がありました。とりわけ最初にクラス担任の正職員化ということの中で申し上げたように、4人に1人は非正規職員なんですね。非正規職員だけれども、責任は正職員と同じように持つわけですね、クラス担任である以上。そうすれば、当然それに合った処遇なりが必要だろうというのは当然の話だと思うんです。そういったことを含めて、職責、勤務の状況において考えていくということでございますので、そのあたりを十分、今後早急に対応できるような努力をしてほしいということをお願いを申し上げます。

時間の関係もありますので2番に移ります。それでは、砂利採取事業への対応についてということで産業建設部長にお伺いをいたします。

農業委員会の方から砂利採取事業等に関する指導要綱の見直し、充実を求める要望書が市長あてに提出されたと聞いています。この要望書では、10項目の要望事項が上げられています。この要望書を見ておまして、特に農業委員会がこの砂利採取の問題についてはどのように対応し、またどのようにいんなことについて感じてきているのかということが、その文言の中にこういう形であらわされているというふうに私は思いました。例えば、去年は、本郷地区内において地元自治会の同意がされないまま業者に県の認可が出された。本委員会（農業委員会）の許可相当の理由がないとした決定は、県によって全く無視された形となったというふうに書いてあります。こうした中で、優良農地を農業委員会としていかに守っていくか、そういう見地から砂利採取事業の指導要綱の見直しを求めてきているわけでありまして。それを一つ一つ言っておりますと、とても時間がありませんので割愛させていただきますけれども、さらにこの要綱が実効性のあるものになるようにという思いを込めて出されているというふうに思います。

同時に、一番最後の10項目めに、業者と地権者との契約に伴う金品の授受は転用許可後とするという項目が入っています。実はこれが私は、ある意味では一番重要なというふうに思っています。

これまで、個人と業者が契約をしたけれども、その後、地域のいろんな問題があって、契約した当人ももうやめたいと思っても、もうその前に金品の授受とかいろいろあると、そのことに伴ういろんな諸問題がそれを妨げて、結局そのまま行ってしまうという、不本意ながらもということがこれまでたびたびありました。そういう意味でも、この10番の今申し上げたような項目については、とりわけ重要だろうと。それが市の要綱の中でどこまで生かせるかというのはまた別問題としても、最低限、市としてこうした問題についてどう地元との絡み、あるいは県との絡み、業者との絡み、それぞれの中でどう対応していくかということは今問われているのではないかというふうに思っています。その点について、この要望にかかわって産業建設部としてのお考えをお伺いしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 山田英昭君。

産業建設部長（山田英昭君）

それでは、砂利採取事業への対応についての御質問にお答えさせていただきます。

本巢市砂利採取事業等に関する指導要綱は、合併以前のそれぞれの旧要綱を踏襲した形で制定されておりまして、平成18年3月には土壌の汚染、その他の公害及び災害の発生の防止を盛り込んで大幅に改正されて現在に至っております。

改正内容としましては、事業者の責務、市の責務、土地所有者の責務を明らかにするとともに、土地所有者からの事前届に誓約書を添付していただき、土地所有者の責務を認識していただけるようにしました。また、事業者と関係自治会の代表者との2者協定から、新たに市を加えた3者協定の締結を促し、さらに土壌の汚染や、その他の公害及び公害が発生するおそれのある土砂の搬入を制限する条項を付加しております。

しかし、砂利採取事業は県の許可権限にゆだねられておりまして、砂利採取事業に伴う埋め戻し材は、岐阜県埋立て等の規制に関する条例に伴い許可されることから、県条例等を上回る指導を市の指導要綱において行うことは、法的な裏づけや強制力もないため実効性に乏しいというふうに考えられます。

実際、数屋地区では旧指導要綱に基づいて協定が締結されたにもかかわらず、現在でも砂利採取事業による残土が積み残されております。

また、新指導要綱に基づいて指導してきました本郷地区では、事業者と関係自治会との合意に至らず、協定が締結できておりませんが、県の許可がおりまして砂利採取事業が進められております。

平成21年6月5日付で農業委員長より10項目の要望をいただきましたが、市の砂利採取事業に対する権限がなく、事業者等へのお願いの中で現行の指導要綱を運用していることから、要綱をさらに厳しくした場合、事業者等の理解が得られず、協定書の締結に至らないことも想定されます。このため、本巢市砂利採取事業等に関する指導要綱の見直しを行わないで、地元の皆さんが不信心、不安感を抱かれないように、事業者に対して行政指導を強化する方法で今回の要望にこたえていき

たいというふうに考えております。以上でございます。

〔21番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

21番（鵜飼静雄君）

先ほど申し上げたように、この問題についてどう取り組んでいくかということで三つのことが上げられると思うんですね。一つは、今部長が言われた事業者はどう行政指導していくかということ、それと二つ目には地域、住民、とりわけ契約をする人を中心とした、その地域に対してどう対応していくのか。それと県が許認可権限を持っているということで、県に対してどう要請をしたり、要望したりという県に対する対応と、その三つのことがあると思うんですね。

今、部長が言われたように、業者との関係でいえば、どんどん要綱を厳しくした場合に、県が許可するものでありますので、どこまでそれが有効なのかというのはそう単純には言えないだろうというふうには思います。ただ、この10項目の中で、さらに追加してもいいのではないかと思われる部分もありますので、そのあたりは農業委員会ともよく調整しながら対応してほしいというふうに思っています。それが一つと、地元に対してこれまでもいろいろ、事前に届け出るようにというふうなことでやってこられたと思いますけれども、さらにそのことを徹底していくことが必要ではないかというふうに思いますので、その点についてのお考えと、三つ目に、最初に申し上げた県に対しての働きかけをしていく必要があるだろうと思うんです。今後の問題についても、私ども一遍県へ行って、いろいろ担当部署と話をし要請しましたけれども、そのときに、結局、当人が契約をしてしまったから、もう県としてはどうしようもないというような対応でございましたが、だからこの農業委員会が出されたいろんな要綱にかかわるような問題について、県としてさらに対応を強化するような要請は、それでもやっぱりする必要があるんじゃないかというふうに思っています。その点について改めてお伺いをしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

産業建設部長 山田英昭君。

産業建設部長（山田英昭君）

農業委員会から出されました10項目の内容につきまして、農業委員会に対しまして、この要望につきましてのお答えもしていく予定でございますが、中心として考えておりますのは、一つに地元自治会と情報を共有しまして監視体制を強化すること、2点目としまして、作業時間につきまして問題となっておりますので、こういった時間を厳守させること、3点目としまして、道路や水路の保全、また作業後の現況復旧に努めさせることということで、この3点を基本に対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

また、10項目めの業者と地権者の契約に伴う金品の授受は転用許可後とするといったような要望の部分がございまして、こういった部分につきましても、やはり情報不足の部分があるかと思っております。こういった砂利採取事業につきまして、今後、自治会、農事改良組合、また農業委員会等に

対しましても改正後の説明はさせていただいておりますが、再度実施してまいりたいというふうに考えております。

また、県に対しましては、今後とも、従来も県とは連絡関係を密にしてやっておりますが、今後ともさらにそういったことで密に県とも連絡をとって進めたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

〔21番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

21番（鵜飼静雄君）

おおむね結構ですが、県との関係では連絡だけでなく、やっぱり市の状況の中で県のいろんなそういった行政指導なり要綱なり、たしか県もありますよね。県の態度なり姿勢なりがもう少し強力になるように、あるいは地元の状況をさらに勘案するように、やっぱり県の姿勢が変わらないと、今、市がこういう状況だからということ言うだけでは、なかなか今の制度の中で動かない。だから、必要な部分の改正について、やっぱり県に対しても要請をしてほしいというふうに思うんですね。

だから、具体的にどの部分ということは今申し上げませんが、これまで私も県と何回か話してきて、そのことはつくづく思っております。だから、ぜひそういう意味も含めた連携をしてほしいということ、そのことだけ改めてお願いしたいと思うんですが、どうでしょうか。

議長（後藤壽太郎君）

産業建設部長 山田英昭君。

産業建設部長（山田英昭君）

県の方に対しましては、そういった内容でこれまでも要請とか、そういった関係で御意見を申し上げておりますが、やはり県の立場として、今の状況で、市の状況については十分対応していただけないというような思いもしております。思いますことは我々も一緒でございますので、そういったことで県の方にも思いを十分伝えて働きかけていきたいと思っておりますので、お願いたします。

〔21番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

21番（鵜飼静雄君）

それでは、3番目に移ります。3番目は「地域経済活性化について」というふうになっておりますが、その中で地域活性化・経済危機対策臨時交付金というのがこの補正予算で1兆円計上されています。基本的には前回の生活対策臨時交付金と性質を同じくするものだというふうに聞いています。

内閣府のホームページを見ておりますと、どういうものに活用すればということで350の事例が

載っていました。それは前回の生活対策臨時交付金の使途を活用例として今回の経済危機対策臨時交付金の説明の中に入れてあったわけですね。したがって、同じような使い方をすればいいというものだと思います。

そうした中で、柱としては、一つは地球温暖化対策、二つ目に少子・高齢化社会への対応、三つ目に安心・安全の実現、四つ目にその他ということで、いろんな例が書かれています。市としては、まだこれを、じゃあどうしていくのかということについては、恐らくこれからだろうというふうには思いますが、基本的に今の経済状況の中で、特に今回言葉で言えば「経済危機対策」という状況の中で考えてみたときに、この交付金をどう使っていくかということがある意味では問われているだろうというふうに思います。

とりわけ、今私たちが重視しなければならないのは、地元でできる公共事業は地元の業者にという考えを持つことが求められているというふうに思っています。そうした認識のもとで、まず第一番目として、今申し上げた地域活性化・経済危機対策臨時交付金の使途について、雇用、あるいは地域経済への波及効果が大きい、そうした事業への重点的な配分が必要だろうと。この3月ですね、前回のときの臨時交付金についても、市長はそういう方向で予算化をしたり、あるいは方針を立てられていたので基本的に同じ姿勢で臨んでいかれると思いますけれども、改めて今回、額もさらに大きくなっておりますので、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、鵜飼議員の御質問の地域活性化・経済危機対策臨時交付金の活用ということでの考え方の御質問がございましたので、お答えを申し上げたいと思います。

先ほど鵜飼議員の方からお話ございましたけれども、国におきましては平成21年4月10日決定の経済危機対策を盛り込んだ補正予算が5月29日に成立いたしましたして、地域活性化・経済危機対策臨時交付金ということで、先ほどお話ございましたように地球温暖化対策、また少子・高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じた地域活性化等に資する事業、または経済危機対策を行うための事業に充てるための交付金ということで1兆円が予算化され、私ども本業市に4億7,300万円ほど、今予定でございますけれども、交付される見込みとなっております。

この交付金は、先ほどお話もございましたように、3月のときの生活対策の交付金と同じように、使い方は大体似たようなものでございまして、ただ今回の場合は前回と違ひまして、経済危機対策としての臨時交付金ではございますが、前回は繰り越しは認められておりましたけれども、今回は繰り越しは原則として認められないということで、今年度限りで完了する事業でなきゃならないというようなこと。それから、国の経済対策が決定されました翌日、つまり4月11日以降に私ども地方公共団体の補正予算に計上されて実施される事業でなければならないということで、先ほどお話

しございましたように、当初予算で私ども本巢市は経済危機対策、景気対策というようなことで2億数千万の生活基盤整備等の市単の事業予算も組ませていただきましたけれども、そしてまた雇用対策ということで3,000万近くの雇用対策の金も当初予算で計上させていただきましたけれども、そういった事業の裏負担に充てるということとはできないということでございます。

そういうことで、4月11日以降に新たにやる事業しかだめだというお話でございますし、それからまた3月のときにお話ございましたような、基金に積み立てて、前回は3割を翌年に繰り越して使ってもいいですよとなっていました、それも基金に積み立てて22年度以降の事業に充当するということは認められないという制約がございまして、このように今回の交付金は前回の交付金と違いまして経済危機対策という緊急の対策というようなことで、使用期限に大きな制約があるということが特徴でございます。

こうした交付金の趣旨や制約を考えると、どうしてもこれからどういう事業に充てるかというのには大きな制限がございます。まず一つ目には、使用期間に大きな制限があるということから、調整に時間がかかりますと、新たな施設整備というのが期間的に難しい。また、単年度限りの交付金であるということで、翌年度以降、継続事業につながるような新たな事業の創出というのは後年度負担が生じるということで財政的には難しいという課題がございます。

しかしながら、国10分の10の交付金でございますので、こうした課題を前提に置きながら、先ほど鵜飼議員の方からお話ございましたように、私、当初予算でもお話しさせていただきましたような方向で、生活環境、また教育環境の整備というのに重点を置いて、特にまた市内の皆様方に使っていただけるような、そして市内の業者の方々に活躍していただけるような、そういう事業を中心に検討を進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔21番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

21番（鵜飼静雄君）

基本的な考えを聞かせていただいて、そういう方向で進めていただきたいと思いますが、先ほど申し上げた350項目を全部は見たわけではありませんけれども、ずうっと見ておきまして、幾つかなるほどなるほどと思った部分があります。ただ、これは今市長の話がありましたように生活対策臨時交付金ですので、今回と性質を若干異にしますので、そのまま適用できるかどうかは別にしまして、例えば特に子育て支援というようなことで幼児園の設置、それは恐らく単年度ではなからうと思いますのでまた別ですけれども、留守家庭教室の設置とか、この留守家庭を見ておきまして私は思いましたのは、前回、委員会でも申し上げたと思いますけれども、糸貫地域においては今全体を一つにして教育センター、1カ所で留守家庭をやっておりますけれども、やっぱりどんどんふえてきているということも踏まえて、各学校で、あるいは各校下単位でできないかということをおし上げました。そのときに部長からは、そうした場合に、いろんなどういふ問題が生じるかということも十分まず研究したいということでしたが、もし今回の経済危機対策臨時交付金が

対応可能ならば、そういったことも一つの選択肢になるんじゃないかというふうに思います。今、どれにというつもりはありませんので、一つの意見としてだけ申し上げておきます。

それでは、番に移ります。本巢市のホームページに「本巢市小規模修繕契約希望者登録について」というのが掲載されています。これについて、ことしの1月に、私たちは今の経済状況の中で緊急経済対策に関する申し入れを行い、その中で市内の中小零細業者への支援を強めることということをお願いいたしました。2月には掛川市を視察し、この同趣旨の事業をどのように実施しているかということを確認してまいりました。そして3月には、そうしたことも踏まえて臼井議員から中小業者に対する支援の問題について一般質問がありました。

それで、今回、こういう制度をそろそろつくったらどうかということをおっしゃっていただければ、もうことしの4月からつくっていただいているということで、大いに評価はしたいと思いますが、同時に、一つつけ加えて申し上げていけば、せっかく市として頑張ってくれたんであれば、やったよということをお知らせしてもらった方がいいですね。ホームページを見て知るというのも一つの手段でありますけれども、せっかくやったんですから、だからそういう意味ではちゃんとホームページを見ておりましたので私も恥をかかずに済みましたが、いずれにしても、こういったことを早速やっていただいたということについては大いに評価をしたいと思います。

その上に立って、少しお伺いだけしておきたいと思います。一つは、この制度の周知をどのように図っておられるのか。ホームページに載せるだけなのか、あるいはそのほかの手だてを講じておられるのかということをお伺いしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を総務部長に求めます。

総務部長 鷲見良雄君。

総務部長（鷲見良雄君）

それでは、小規模修繕契約希望者登録制度の周知、対応についてお答えをいたします。

市が発注する小規模な修繕工事については、市の入札参加が困難な小規模事業者の受注機会を拡大し、積極的に活用することによって市内経済の活性化を手助けしようとするを目的とした制度でございます。広報「もとす」4月号の情報ひろばのお知らせコーナーに掲載するとともに、議員御説明いただきました市のホームページの「入札契約情報のお知らせ」に情報提供をしているところでございます。

また、本巢市商工会事務局をお願いをいたしまして、該当する商工会員の方々に、登録についての御案内をしていただいたところでございます。

現在では、法人、個人合わせて23の事業者が大工、電気工事等の登録をされております。ガラスの取りかえとか塗装の修繕など、現在で12件、約60万円程度の実績が既にご覧いただけます。以上でございます。

〔21番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

21番（鵜飼静雄君）

周知については、さらに進めてほしいと思います。せっかくつくった制度ですから、これが今後、いかに有効に活用されていくかということが問題であります。そういう意味での周知を進めてほしいということと、あわせて2番目として、もう1点だけお伺いしたいのは、もう既にこの制度を始めているところの例としてちょっと問題かなというふうに思いましたのは、更新手続きが結構書類がいっぱいあって、零細業者にとってそういういっぱい書類を毎回つくって申請するというのは結構大変なのということで、結局、登録をやめちゃうという例があったようです。だから、そういうことがないように、これは簡素化する必要があるだろうというふうに思っております。その点についてはどのように配慮されているか、お伺いいたします。

議長（後藤壽太郎君）

総務部長 鷲見良雄君。

総務部長（鷲見良雄君）

今年4月1日より随時受け付けを開始しておりまして、基本的には申請書のほかに、法人では登記簿謄本の写しと法人市民税の納税証明書をお願いしております。個人においては、身分証明及び市民税の納税証明をお願いしているところでございます。

次年度以降も引き続いて登録を希望される方につきましては、納税証明だけをお願いしていこうと思っております。

いずれにいたしましても、多くの市内の小規模の事業者の皆様がこの登録制度を利用していただき、市が発注可能な小規模の修繕工事等にも積極的に活用していきたいということを考えておりますので、よろしく願いをいたします。以上です。

〔21番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

21番（鵜飼静雄君）

結構です。さらにそういう方向で進めてほしいというふうに思います。

では、最後のバス停の整備についてということでございます。

公共交通の見直しについては今進められ、路線についても変更され、実証実験を進めているところであります。したがって、バス停の整備について、すべてについてという意味で今回申し上げるわけではありませんが、とりわけ目につきますのが市役所前のバス停であります。暑い日には当然直射日光をまともに浴び、雨の日には言うまでもないような、要するに雨ざらしの状態であります。せめてここぐらいは何らかの対応をすべきではないかというふうに思います。

先日、企画部の方でほかのバス停の待合所の写真なんかをちょっと見せていただきました。ただ、途中の例えばそれぞれの自治会等にあるバス停について、じゃあどうするかということは、やっぱり最初に申し上げたように、今云々するのはまだ早計だというふうに思っておりますので、とりあ

えず、例えば真正庁舎、糸貫、そういったところについては、十分だとは言いませんけれども、最低限、ひさしが出ていて雨をしのげる、日差しをしのげるという最低限のことはできますが、ここはできないということで、この点については最低限の整備が必要ではないかというふうに思っておりますが、その点についてのお考えをお伺いします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を企画部長に求めます。

企画部長 高田敏幸君。

企画部長（高田敏幸君）

それでは、4点目のバス停の整備について、特に庁舎前のバス停について日よけとか雨よけ、そういった設備をしてはどうかという御提案だと思っておりますが、現在、市役所前といいますと、分庁舎あわせまして本庁、糸貫、真正庁舎にバス停はございますが、これらのバス停につきましては、御存じのとおり座って待っていただくためのベンチにつきましては、既に設置をしておりますが、今年度でその座るところのビニールなんかを取り払って一部修繕もいたしますが、上屋までを現在設置するような予定はございません。と申しますのは、雨天等、今議員も言われたとおり、庁舎の軒先とかロビーで風雨をしのぐことができるという判断で、今のところ上屋の設置は必要ないというふうに思いますし、また現在、本庁の前のバス停につきましては借地でございますが、当然そういったところに構造物の設置につきましては、所有者の同意も必要になってくるということもございますし、また岐阜乗合につきましては、本巣線が入っておるわけでございますけれども、利用者が少なくなっておりますし、今減便の検討がなされております。そういったこともございますし、またもとバスにつきましては、今現在、こちらまで来ませんので、本庁舎の前にはもとバスのバス停はございません。現在、ササユリのバス停があるわけでございますけれども、南部線、北部線の本庁前の利用につきましては、やはりスーパーとか医者が多いということで、一日に1人未満の利用しかございません。したがって、当面、市としましては設置する予定はございませんので御理解いただきたいと思います。

〔21番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

21番（鵜飼静雄君）

本質的に、私はどうも考え違いだなと。今、公共交通について実証実験をやっているというのは、もっと利用してもらおうということでしょう。今、現状がどうかというのも、もちろんありますけれども、それをさらに利用してもらえるようにしようということで実証実験をやって成果を上げていこうということで、一方では努力しているわけですね。ということが一つと、市役所の前というのは、ある意味では市役所の看板ですね。市役所前が例えば何人であろうと、大雨が降っておるときにこんな格好で、要するに風雨に打たれて待っている姿というのは、想像してみてください。だから、私はぜいたくなものをとすることは最初から言っていないですね。最低限のものは、やっぱ

り必要ではないかというふうに申し上げているんです。もともと公共交通について、最終的にはもうやめようと、だから岐阜バスの減便の話もありました。ササユリについても、ここについては一日1人未満だと、これからもそういう見通しならば、もうやめてしまうという方向なんではないか。でも、そういう方向ではないだろうと思うんですね。そのために実証実験をいろいろな取り組みをしているので、そういった動きの中で最低限、やっぱりやる場所はやるべきだろうと。ましてやといいますか、幸いにも今、先ほど申し上げた経済危機対策の臨時交付金がありますね。それはすぐ使えますね。それを使おうと思えば、すぐ使える状況です。だから、新たな市費の持ち出しは、そういう意味ではないと言えますし、やろうと思えばちょうどいいタイミングではないかというふうに思うんですが、どうでしょう。

議長（後藤壽太郎君）

企画部長 高田敏幸君。

企画部長（高田敏幸君）

今、議員さんがおっしゃられたとおり、すべての市営のバスにつきましては実証実験中ということで、今後どうなるかわかりませんということでございますので、先ほど述べましたとおり、現在のところ考えておりませんので御理解賜りたいと思います。

〔21番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

21番（鵜飼静雄君）

だから、考えていないということは聞いたんですが、理解できないから申し上げておるんで、だから先ほど申し上げたように、何のために実証実験をやっているかという、そこから出発せにゃ、こんな状態だったら、なおさら利用しにくいわけでしょう。であれば、悪循環になってきませんか、そうは思いませんか。その点についてお伺いします。

議長（後藤壽太郎君）

企画部長 高田敏幸君。

企画部長（高田敏幸君）

だれが利用するにしても、それはないよりあった方がいいと思います。

〔21番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

21番（鵜飼静雄君）

いや、聞いたのはそういうことじゃないです。利用が少ない、だからつけない。つけないからまた利用しないという悪循環に陥っていく心配はないかということをお伺いしているの。あればいいか、ない方がいいかという話を聞いておるわけではないです。そういう悪循環に陥るようであれば、この実験をやっておること自体が矛盾を来してくるんじゃないかというふうに思っていますが、そ

の点だけ聞いているんです。ほかのことは結構です。

議長（後藤壽太郎君）

企画部長 高田敏幸君。

企画部長（高田敏幸君）

悪循環に陥るか陥らないかというのも、これもやってみないとわからないということなんです、今まで答弁したとおりでございますので、よろしくお願いします。

〔21番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

21番（鵜飼静雄君）

「答弁したとおり」ということは答弁にはならないんですよ。それだったらテープを回しておけば済むんで、そうでなしに、やってみなければわからないということだけで物事を進めているのであれば、それは結果どうなったってだれも責任もとらないという話でしょう。だけれども、ある程度想定できることについては、やっぱり最低限の対応をするというのが行政の当然の仕事じゃないですか。

で、やってみて、やっぱり矛盾があって、結局使われなかったから、じゃあどうしようかと、その段階で考えるというのは、これはいかにも遅きに失するというふうに言わざるを得ません。だから、ある程度想定できることについては最低限のことをやる必要があるんじゃないんですか。

ましてや、先ほど申し上げたように、今、臨時交付金があり、その用途としては可能なわけでしょう。そういうことを含めれば十分やることができるし、やるべき段階ではないかというふうに思うんです。そういうことも、じゃあやらない、とにかく成り行きに任せるというふうであれば実証実験をやっている意味が、全面的には言わないけれども、やっぱりちょっと問わざるを得なくなってくるんじゃないかという気がいたしますが、先ほど答弁したとおりという答弁でない答弁を待っています。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、最後の答弁になります。

企画部長 高田敏幸君。

企画部長（高田敏幸君）

今のところ、そういう予定はございませんで……。

21番（鵜飼静雄君）

それじゃあ、さっきと同じ答弁だね。だから、矛盾があるということについての考えを言ってもらわんと答弁にならないよ。

議長（後藤壽太郎君）

ちょっと部長では難しいと思いますので、最後になります。

21番（鵜飼静雄君）

なら、改めて総務部長、副市長、市長に申し入れをしたいと思います。以上です。

議長（後藤壽太郎君）

続きまして、2番 船渡洋子君の発言を許します。

2番（船渡洋子君）

通告に従いまして、2点質問をさせていただきます。

女性の健康支援・がん対策についてお伺いいたします。

日本は、今2人に1人ががんになり、3人に1人ががんで亡くなる時代に入っています。その数字自体に驚く人も多いのですが、がんによる死亡率も年々増加し、世界一のがん大国と言っても過言ではありません。この現実を変えていくため、がん対策基本法の制定が2006年6月にされ、日本をがん医療先進国にする道筋をつけました。

日本でがんがふえているのは、他の疾患を制圧してきた結果、長寿になり、がん死亡率が増加したということでもあります。ただ、女性のがんについては、乳がん、子宮頸がん、卵巣がんは若い人に起こりやすく、15歳から55歳くらいまでに起こります。また、これらのがんは、全体の60%ぐらゐを占めています。仕事をし、子育てをしている女性の生命を脅かすという意味で注意すべきがんですが、今までそうした視線で予防の重要性が言われてきませんでした。しかも、この女性のがんは助かりやすく、生存率は比較的よい方に入ります。しかし、命が助かったからといっても女性の体に関するがんですので、とてもリスクが大きく、女性にとって決して影響が小さいとは言えません。その意味で、予防、早期発見が非常に重要です。

日本における子宮頸がんと乳がんの検診の受診率は、アメリカやイギリスなど欧米諸国が7から8割程度に対して、2割台前半という低い状況が続いています。また、国内でも各自治体の意識や財政事情によってゼロ%台から約80%と格差が大きいことも問題です。

そこで、お尋ねします。本市における受診率はどれくらいでしょうか。また、検診の受診率向上に対する取り組みはどのようなことを行っているか、お尋ねします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬光廣君。

健康福祉部長（村瀬光廣君）

それでは、ただいまの御質問にお答えをいたします。

平成20年度本巢市の30歳以上の乳がん検診該当人口は1万2,715人で、市が実施しました検診受診者は2,489人、受診率19.6%であります。

20歳以上の子宮がん検診該当人口は1万4,717人で、市が実施しました検診受診者は1,807人、受診率12.3%であります。

なお、家族調査票を回収しました結果、他の検診機関で受診希望者は、乳がんで1,603人、子宮がんで1,961人ありました。

受診率向上を図るため、家族調査票、広報紙、ホームページ等により、市民に対してがん予防や

がん検診の必要性、重要性について普及・啓発を図るとともに、各健康診査の結果説明会、その他健康相談、健康教育において受診勧奨を行っています。

さらに、乳がん集団検診におきましては、昨年から受診日を26日間から30日間と4日間ふやまして、検診を受けていただけるようにしております。

また、子宮がんの個別検診では、土曜日、それから夜間でも医療機関が受診できる検診体制に既になっております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

船渡君。

2番（船渡洋子君）

今、乳がんについては大変話題になっており、2年前の7月に「余命1ヶ月の花嫁～乳がんと闘った24歳最後のメッセージ～」というドラマというか、実際にあったことが放送されて大反響を呼んでいます。それに関する本が刊行され、たちまち40万部を突破し、映画も完成して、この5月9日から全国で上映され、大変な反響を呼んでいます。この主人公は長島千恵さんという方ですが、そういった彼女の思いを酌んで、乳がん検診プロジェクト「余命1ヶ月の花嫁乳がん検診キャラバン」ということで、昨年、またことし、沖縄から北海道まで桜前線とともに、そういったキャラバン隊で、全国で29会場、約3,000人の20代、30代の女性が受診をして、そのキャラバンを通して早期発見の大切さを啓発しているという、またTBSにおいてはそういった番組を積極的に取り組んでいるといいますが、そういった乳がんに対しても、有名人が結構乳がんにかかっているということで、「ピンクリボン」といった名のもとでそういった啓発活動をしています。

そういう意味で、今本当にこの乳がんに対しても、また子宮頸がんに対しても、とても関心があるといいますが、そういうチャンスではないかなあというふうに思います。そのキャラバンの中でも行われていたことですが、乳がんを早期発見するためには、毎月日にちを決めて実際に自分でさわってみるといいますが、触診をする、そしてしこりに気がつくという、そういったことが一番早期発見ではいいわけです。そのために、そのしこりに触れる、その胸の模型があります。実際にさわっていてもわからないことが結構あるんですけど、そういった模型をさわると、ああ、こういう感触ががんなんだなという、そういうことを体感することができます。

本巢市においては4ヵ所設置をしてみえるということですが、そういった模型等を活用して、一般の女性にいろんなところで体感をしてもらってはどうかあというふうに思うんですが、どうでしょうか。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬光廣君。

健康福祉部長（村瀬光廣君）

ただいまの御質問は胸形模型のことだと思いますが、議員も御指摘がございましたように、現在、

乳がん模型は、各保健センターに各1体ずつあります。これにつきましては、検診時にこの模型を使って、実際にしこりに触れる体験をしていただいております。検診時には「乳がんの自己検診法」というパンフレットを受診者全員に配布いたしまして、自己検診の啓蒙を図っているところであります。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

船渡君。

2番（船渡洋子君）

そういった乳がんの検診時に体感するだけではなく、例えば乳幼児健診とか、いろんな折に触れて女性が集まるようなところでそういったことも、こういうのがあるんですというふうで紹介をしていただくと、もう少し受診率もよくなるのではないかなあというふうに思います。

今、新経済対策で子宮頸がんと乳がんの無料クーポンが盛り込まれました。これは、なぜその経済危機対策なのに女性のがん検診なのかと、そういうふうに思われる向きもあるかと思いますが、この対策の目標は、安心と活力、女性が安心して社会の中で活動していただくことは、ひいては活力にもつながるという考えの中から、少子化対策にもまた資するものだという考えで、今回、こういった子宮頸がんと乳がんの無料クーポンが盛り込まれました。本市では、これからのことですが、どのように進めていかれますか。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬光廣君。

健康福祉部長（村瀬光廣君）

今回、国におきまして予算化されました女性特有のがん検診推進事業につきまして、現在、市は国の実施要綱に基づきまして、特定の年齢に達している女性に対して検診費用の無料化、検診手帳の配布などを実施するため、現在、事務作業に取りかかっているところであります。

なお、国の基準日以前に受診された方につきましては、市で単独で対応していきたいというふうに考えておりましたが、先日、国の方から4月1日に遡及適用がされるという情報が入ってきましたので、4月1日から全部適用になるというふうに考えております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

船渡君。

2番（船渡洋子君）

5歳刻みで子宮頸がん検診の方は20歳から40歳、乳がん検診が40歳から60歳の5歳刻みというふうに聞いておりますが、そういった方に多分無料クーポンと、そしてそういったがん検診の手帳というのが送られると思いますが、この乳がんというのは集団検診が主ですね。それで、例えばその時間帯に行けないというような、そういった場合はどのようなふうにしたらいいのでしょうか。

議長（後藤壽太郎君）

健康福祉部長 村瀬光廣君。

健康福祉部長（村瀬光廣君）

集団検診で今実際に日にち等が決まっていると思いますけれども、そのこのところ、これから予定としましては、クーポンとか手帳の、これ市の方が印刷をしまして該当者にお送りしていくという作業になるわけなんですけれども、一応8月1日くらいをもって該当者の方に送付できないかというところで、この辺を該当者の方に日にちとかそういうものを入れて御案内していきますので、その中でどれだけの方が都合が悪いかというのがちょっとわかりませんので、その辺は個々で対応していくしか方法がないのかなあというふうには考えております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

船渡君。

2番（船渡洋子君）

このクーポンをいただける方というのは5歳刻みなんです。一応この措置というのは単年度で、ことしだけというふうに聞いているんですが、そうするとすごい不公平といえますか、ことし、ちょうど当たった年の人はいいんですが、例えば21歳とか、その外れた方が、全員がこのクーポンを利用するには5年間かかるというふうに思うんです。ことしの状況を見てそのことは考えましようということになっていると思うんですが、そういった点で、何とかことし、そのことに対して皆さんが関心を持って本当に多くの方が検診を受けられるようなふうに、またぜひとも推進の方をよろしく願いたいします。

続きまして2番目の、クールアース・デーの取り組みについてということでお伺いをしたいと思います。

クールアース・デーとは、昨年、福田総理が6月9日に提案された「福田ビジョン」において、G8洞爺湖サミットを契機に、毎年7月7日をクールアース・デーとし、地球環境の大切さを国民全体で再確認し、低炭素社会への歩みを実感するとともに、家庭や職場における取り組みを推進するための日とすることを提唱されました。具体的な取り組みとしては、セタライトダウン、6月21日（夏至の日）から7月7日までの期間を「CO₂削減/ライトダウンキャンペーン」を実施、特に7月7日「クールアース・デー」は、夜8時から10時の間、全国のライトアップ施設や各家庭の明かりを消灯していただくよう広く呼びかけました。その結果、約7万6,000カ所が参加し、約120万キロワットの電力を削減、これは約3万世帯の一日消費電力に当たります。

昨年、岐阜市においても広報紙にライトダウンキャンペーンの記事を掲載し、広く参加を呼びかけました。公共施設では、岐阜城、長良川国際会議場、岐阜市役所本庁舎、民間施設では百貨店、スーパーなどが参加しました。本市においてはどのような取り組みをされる予定でしょうか、お尋ねいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、船渡議員のクールアース・デーの取り組みにつきましてお答えを申し上げます。

御質問のございました「クールアース・デー」と申しますのは、環境省におきまして、日常生活の中で地球温暖化対策を実践する動機づけを目的ということで、2003年より地球温暖化防止のため、ライトアップ施設、家庭の電気を消すよう、そのような呼びかけをやることによって地球温暖化防止のため、「CO₂削減/ライトダウンキャンペーン」というのが今実施されております。

今、まさに地球温暖化防止のためには、特に二酸化炭素排出量の削減は何よりも早急に対応すべき課題でございまして、家庭や職場におきまして、二酸化炭素排出量削減の共通の認識を持って取り組んでいくことが重要であると考えております。

私ども本巢市におきまして、平成19年3月に「本巢市地球温暖化対策推進実行計画」というのを作成いたしまして、平成17年度を基準といたしまして、平成19年度から平成22年度までに二酸化炭素総排出量を6%削減することを目標として、電気の使用量、各種燃料の使用量等の削減に努めているところでございます。

また、昨年からレジ袋削減の運動、またマイはし運動、新たな取り組みといたしまして、民間事業者、鉄道事業者と行政が一体となりました樽見鉄道を利用した二酸化炭素排出削減事業というのを開始し、今実施しているところでございます。

さて、御質問のございましたクールアース・デーの本巢市の取り組みにつきましては、地球環境の大切さというのを市民全体で再認識し、家庭や職場における取り組みを推進するため、広報「もとす」7月号におきましてライトダウンキャンペーンの周知、並びに7月7日の夜8時から10時まででございますけれども、2時間の消灯への参加というのを呼びかけてまいりたいというふうに考えております。

また、市の具体的な取り組みといたしましては、7月7日を市の職員の「ノー残業デー」ということで一斉退庁の日にして、市役所庁舎で消灯を実施していきたいと思っておりますし、また市内企業のシンボル施設、例えばリオワールドの観覧車の明かりは、7月7日は夜8時から10時まで消灯をお願いするというような企業への働きかけというのも行っていきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、地球温暖化対策というのに私どもも微力ながら、地域から少しずつ少しずつ、一步一步の努力というのも実施していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

船渡君。

2番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

これは本当に息の長い闘いといえますか、一人ひとりが自覚をしていくことではないかなというふうに思います。ライトアップになれた日常生活の中で電気を消すことで、いかに照明を使用しているのかということを実感して、地球温暖化防止や自然との共生に向け、私たちが本当に国際社会に対して、地球温暖化に対して、また重要な役割を果たす、そういうことではないかなというふうに思います。

あるところでは、防災無線を利用してそういったことを啓発していくというところもあります。また、広報とかホームページに載せていくというところもあります。こういった運動を本当に一人ひとりが自覚をして進めていくということが大事だなあということを思いまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（後藤壽太郎君）

ここで暫時休憩をいたします。

10時40分まで休憩します。

午前10時19分 休憩

午前10時40分 再開

議長（後藤壽太郎君）

それでは、会議を再開いたします。

7番 安藤重夫君の発言を許します。

7番（安藤重夫君）

議長の許可が得られましたので、通告に従いまして質問をいたします。

去年、アメリカ発世界的な経済不況により、我が日本においても大変な不況にさらされている現在、働きたくても解雇や労働時間の短縮による収入減が続く中、社外アルバイトを勧める企業まである昨今、先日モリストラを受けましたと、市内の56歳の男性のお話ですが、最低労働賃金月額12万円ですと。夫婦2人で一生懸命働きましても月収合わせて20万、2人の子供は自立して他県で暮らしておりますが、両親と4人家族ですと。幸い2人の親は健康に暮らしておりますが、高齢者を抱えて不安でありますと、このような市民の方々の苦悩が聞こえてまいりました。

高齢化社会が進行する現在、高齢者を取り巻く経済基盤の弱体化を心配しております。本市として策定する必要があると考えますが、そこで1番の本市の高齢者の2人住まい、またはひとり住まいの実態を健康福祉部長にお尋ねを申し上げます。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬光廣君。

健康福祉部長（村瀬光廣君）

それでは、ただいまの御質問にお答えをしたいと思います。

本巢市としましては、65歳以上の高齢者のみで構成される世帯を要援護の対象として把握をしています。それによりますと、市内における高齢者2人以上の世帯は899世帯で、人数は1,836人です。また、高齢者のひとり住まいは933世帯であります。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

安藤君。

7番（安藤重夫君）

よくわかりました。この実態をどのように分析されておりますか。2人住まい1899世帯、1,836人というようなことは数字的にはぴったり合うような気もしますし、ひとり住まいが933ですか。

健康福祉部長（村瀬光廣君）

そうです。

7番（安藤重夫君）

大変な数だと私は思いますが、この実態をどのように分析されておりますか、またどのような所見をお持ちでしょうか、お尋ね申し上げます。

議長（後藤壽太郎君）

健康福祉部長 村瀬光廣君。

健康福祉部長（村瀬光廣君）

市内の高齢者につきまして、先ほど899世帯で人数は1,836人ということでございますけれども、これ単純に2人掛けましても1,836にならないということは、高齢者の65歳以上の方が1世帯に3人ないし4人お見えになるところがあるということでございます。

それから、ひとり住まいの方が933世帯ということで933人お見えになるということは、やはり市内も高齢化がどんどんどんどん進んでいくという中で憂慮する事態であるということは考えております。以上です。

〔7番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

安藤君。

7番（安藤重夫君）

大変よくわかりました。

昔は、信長は「人生50年」と吟じましたが、また杜甫は「人生70、古来稀なり」とうたいました。

1945年、ちょうど昭和20年ですね、太平洋戦争が終結した45年においては、日本の平均寿命は、男子は23.9歳、女子は37.5歳の平均寿命でありました。今や日本の男子の平均寿命は、2008年発表で79.19歳、女子は85.99歳、世界的にナンバーワンでありまして、女子の部分はちょっと違いますが、総合という意味では世界一であります。そういった意味で、今や人生100年の時代に入ったものと考えます。

1963年には老人福祉法、1995年には育児介護救護法、2000年の4月にスタートしました介護保険

法でこれがスタートしました。そういった中で老人福祉法は、先ほど申し上げましたように1963年の施行であります。20年前だとか25年前に「介護」というような言葉は専門用語でありまして、一般社会ではほとんど理解されていなかったというようなふう聞いております。

そういった中で、昔から両親を「お世話」とかという時代、それが両親を「看護」する時代と。そして、今や「介護」の時代に移ってきたと、こういった介護の時代として変化しまして、こういう重厚長大化した現在の介護の時代にいよいよ突入してきたものと私は考えます。

そこで、民間金融機関に後見制度等が考えられますが、(2)番の金融機関との連携についてを健康福祉部長にお伺いを申し上げます。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬光廣君。

健康福祉部長（村瀬光廣君）

二つ目の金融機関との連携の可能性はという御質問でありますけれども、高齢者の老後資金を調達する手法として、主に首都圏の一部の金融機関が融資方法に見られる、いわゆる「リバース・モーゲージ」があります。これは、現に保有して住宅を担保に、毎月一定額の融資を受けるローンであります。返済はせず、借入者の死亡時に住宅を処分して返済資金に充てるという金融商品であります。市がこうした個人契約に介入することはできないものと考えております。

市といたしましては、高齢者の老後資産や生活に関して任意後見制度というものがありますので、そういう中で本人に十分な判断能力があるうちに、将来の不安に備えて任意後見人を選び、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について任意後見契約を交わすことで本人の意思に従った適切な保護・支援ができるよう、この制度のPRを図っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

安藤君。

7番（安藤重夫君）

よくわかりました。

リバース・モーゲージにつきましては、都市部にそういった制度が見受けられるという説明でありました。先ほど申し上げましたように、人生100歳時代が目の前に来ておるわけですが、親が100歳で子供は70歳と、親が90歳で子供が60歳と、これが珍しくなくなってきました。これを、よく言う「老老介護」の時代に入ってきたと。これは、親子とも共倒れというような紙一重の状態にあるような危惧を持ちます。親が倒れて、すぐ介護保険というのは、日本の家族の美風に反するというような日本古来のそういった考え方、日本人の美德ともするような、そういった考え方が片方ではありますが、そうはいつでもこの経済状況下であります。

先日も6月11日の夕方、NHKの「クローズアップ現代」を偶然見ておりましたら、また見られ

た方もあると思いますが、その中で放送の内容は、介護と仕事、厳しい現実と、こういった内容がありました。番組中、全国には14万8,000人がこの仕事と介護、奥さんが倒れる、両親のどちらかが倒れる、とって勤めなくてはいけない。会社の勤務体系に合わない、退職を余儀なくされる、経営者との話し合いで時間的な制約を少し軽くしてもらって、番組の中でも奥さんを介護せんならんもんでそれまでの年収が半分になったというようなことも放映していましたが、そういった経済的な負担が重くのしかかり、貧困の引き金になると番組は警鐘しておりました。

市中銀行でも、先ほどのお話の中で不動産を担保にして、それを原資として貸し付けるというようなことは十分対応できると、民間の市中銀行も回答がありました。今、部長の答弁にもありましたように新しい制度もありますので、周知だとか啓蒙・啓発が大切なような気がいたしますが、どのように対応される用意がありますか、お伺いを申し上げます。

議長（後藤壽太郎君）

健康福祉部長 村瀬光廣君。

健康福祉部長（村瀬光廣君）

成年後見制度の中の任意後見制度のPRにつきましては、現在、高齢者の地域支援事業の中心機関であります地域包括支援センターがございますので、こういうところに主にそういうお話がよく入ってくる現状でございます。

そうした中で、そういうところにまず冊子等を置きまして、PRをしていただく、また市の窓口におきましても冊子等を置きまして、来庁された方にPRをしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

安藤君。

7番（安藤重夫君）

よろしくお伺いを申し上げます。

先ほども申し上げましたように、人生100歳の時代に入りまして、長寿社会は、平和と豊かさの産物だと思います。また長寿は、先輩の挫折と努力の上に築かれたものだと考えます。

そこで、(3)番の大和園、または民間施設の利用者数、または入所希望者数はどうなっておりますんですか、健康福祉部長にお尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬光廣君。

健康福祉部長（村瀬光廣君）

それでは、三つ目の御質問にお答えをしたいと思います。

まず、大和園の特別養護老人ホームにおける入所者数は79人、うち本巢市からの入所は45人です。また、入所希望者数は、本巢市内の方で198人、このうち1年以内に入所を希望される方

が97人、急を要されない方が101人となっています。

次に民間施設は、グループホームを含め市内に6カ所ありますが、そのうち特別養護老人ホーム、これはさはら園とフレンドリーおりべであります。それらにおける入所者数は合計で177人、うち本巣市の方が48人、入所希望者が本巣市内の方で184人であります。

また、介護老人保健施設、これは根尾川ガーデンであります。ここの入所者数は86人、うち本巣市の方が34人であり、入所希望者数は本巣市の方で54人であります。

さらにグループホームにつきましては、「マイハウスしんせい」「本巣ひまわり」「サロン・ド・フレール本巣」の3施設がありますが、それらにおける入所者数は合計で48人、うち本巣市の方が32人であり、入所希望者数は本巣市の方で6人というふうになっております。

〔7番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

安藤君。

7番（安藤重夫君）

大変な方々が入所されておりますし、また1年以内とか、希望するとかいう方々の数の多さにびっくりいたしますが、大変よくわかりました。

スウェーデンやデンマークやノルウェーの北欧の高齢福祉国家の老夫婦、またはひとり暮らしの高齢者の方々をテレビなどで見ますと、平然というか、淡々というか、そういった暮らし方をされてみえるのをよく目にしますが、特に女性のひとり暮らしが多いのは、それぞれの各国共通のように私は思います。ですが、何か少しも寂しそうな顔をしてみえないで悠然と日暮らしをされて、あるインタビューアーが「寂しくはないですか」というようなインタビューをされておるのを見ましたら、「いや、何もそんなことを思いませんよ。だって、将来は何の心配もありませんよ、福祉はただですから、この国は」と、こんなようなお答えをしてみえる老婦人がお見えでしたが、やはりそれは彼の国々は消費税が20%を超えますし、所得税も40%を超えるような高納税の国家であります。

翻って我が国においては、そうではありません。何度も言いますが、人生100年時代に突入しまして、さきの大戦をくぐり抜けられた方々、今日の日本の国体を築かれた高齢者の方々に敬意を払って、また払いながら、今我々は何ができるかというようなことを考えるときに来ておるような思いがします。

以上であります。ありがとうございました。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、続きまして19番 高橋秀和君の発言を許します。

19番（高橋秀和君）

議長のお許しをいただきましたので、市政一般に対する質問を行いたいと思います。

通告に従いまして、順次質問をさせていただきますと思います。

冒頭に、きょうの新聞の報道の中で気づいた点が二つあります。一つは、新型インフルエンザの

感染者が岐阜県内でお二方の確認ができたという報道と、もう一つは明知鉄道でデュアル・モード・ビークル、いわゆるDMVの実証実験が来年の3月から始まって、ことしの11月の下旬か12月の上旬にかけては夜間の試行運転が行われるという発表がありました。その内容を読んでみると、その地域に明知鉄道でデュアル・モード・ビークル（DMV）を運行させるために国に働きかけてきた成果としての紹介もありました。

デュアル・モード・ビークル（DMV）につきましては、この本会議場にお見えの議員の皆さん方の中には北海道へ一緒に見に行ってきた仲間もおりますので、これが樽見鉄道であつたらなあという思いを今思ってみえる議員さんもお見えになるだろうと思うし、私自身もそう感じて、明知鉄道での実証実験がどういった成果として来年の3月以降出てくるのかという問題については、樽見鉄道の今後の問題について連動していくような気がしておりますので、きょう朝読んでおって、3年という長い月日というものを感じたとき、3年があつたという間に過ぎたということを思っています。JR北海道での話では、3年後には実用化のめどを立てたいという形で進めておられたのが、その3年後が来たのかなあというふうに今思っています。

時の流れというのはいろんな意味で社会情勢も変えてまいりますので、そのときそのときに応じた、行政も対応が迫られてきている。特に最近の経済動向、あるいは政治的な急変も含め、今まで以上に展開の早い行政運営が迫られているということを踏まえてお伺いをしていきたいと思います。

まず1点目は、小学生の放課後の児童対策という問題についてお伺いをしたいと思います。

先ほど鶴飼議員の中で、留守家庭の問題の中でお話が少しありました。糸貫地域の問題のことも含めて、あるいは財政的な支援の問題も含めての発言があつたので、先を越されたかなあという思いを実はそのとき一瞬しましたけれども、今回、その問題についてお伺いをしていきたいと思います。

現在、留守家庭教室を行われておるのは本巣小学校内と、子どもセンターと、真桑小学校内、弾正小学校内というような形で行われておる。18年度、19年度につきましては、決算書の事業報告書の中で利用のトータル的な人数と費用が盛り込まれておられます。それで、その部分も含めてでも結構でございますが、20年度の利用状況について、まずはお示しをいただきたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬光廣君。

健康福祉部長（村瀬光廣君）

それでは、ただいまの御質問の現在の子どもセンターの利用状況ということでお答えをさせていただきます。

平成21年5月1日現在、各留守家庭教室を利用している児童につきましては264名であります。本巣留守家庭教室が67名、真桑留守家庭教室が74名、弾正留守家庭教室が50名、糸貫留守家庭教室が73名であります。

留守家庭教室の年次別、月別平均利用者の推移につきましては、平成18年度は167名、19年度は

225名、20年度につきましては251名に達し、保護者のニーズが年々ふえてきているのが現状であります。以上でございます。

〔19番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高橋君。

19番（高橋秀和君）

今、年々利用がふえてきている状況だというお話でございました。決算の報告の中で端的に申し上げれば、糸貫の子どもセンターというのは18年度は60名で、今73名ということですから2割増、弾正の留守家庭を見ますと、あくまでも事業報告書の中の数字でございますので、月平均が21.7名とそのときは表示が載っていますが、から現況では50名ということは倍増してきているという状況、それから真桑では44.6名が今お話があった74名と、本巣については39.8名から67名ということで、倍増までいかないけれども、大きく増になっている。いわゆる167名から264名、この3年間のうちに100名という利用の増になってきているという状況でございます。

引き続き低学年の方、いわゆる児童福祉関係の問題については、引き続き今の制度で利用されていかれる形になっていくだろうと、当然増になっていくと。

一体どれくらいの費用がかかっているかといいますと、これも事業報告書に載っておるんですが、年間でいくと、ざあっとの計算でいくと、トータルの延べ人員掛ける1万円弱の金額で推移をしているように思います。ということは、18年度を見ますと、例えば本巣で478人の年間利用者で467万、大体、約1人1万円ぐらいかかる。弾正が年間利用者が260人で290万という、真桑は535人で547万、1万円強の金額の年間的な運営経費がかかってくる。それで、たまたま19年度、真桑小学校地内での留守家庭の教室の増設がありましたので、2,000万という金額が運営費の中で加算されてきていますので、これについては特異的な数字だろうというふうに思いますし、子どもセンターでいうなれば、それぞれのこれも847人利用のときには880万、725人の利用のときは750万ということで、1人お預かりすると、1年間、1人1万円の運営費がかかっているという形になってきております。

そこでお伺いしますが、予算書を見る限りでは、これはここの項目は幾つかに分かれてきていると思うんですが、この運営費の大まかな金額というのは、私の想像では人件費にかかわってくるものだというふうに想像しておりますが、それに相違ないかどうかで確認をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（後藤壽太郎君）

健康福祉部長 村瀬光廣君。

健康福祉部長（村瀬光廣君）

金額的なことを申しますと、やはり賃金、人件費がほとんどを占めております。あと、需用費、光熱水費とか、それから消耗品等で、ほとんどが人件費ということであります。

〔19番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高橋君。

19番（高橋秀和君）

多分そうだろうということで確認をさせていただきました。

低学年の分につきまして、というか1、2、3年生につきましては、今後とも多分増加傾向になるだろうと。保育園、幼稚園における、いわゆる幼児における延長保育希望者の実態的なものがそのまま推移していきだろうというふうに考えられますので、その点については今後とも児童福祉の観点で、ひとつよりよい指導をお願いしたいと思います。

4年生を超えた段階では、この手当てという問題について、助成金がないという、補助金がないという形の方で言うならば、今行うことができていない状況になってきている。この点については、この本巣市議会になってもしどなたかが質問をされて、全協だったか本会議だったか、私は認識しておりませんが、これは制度的にはできないというお答えをその当時はされておったように記憶をしております。

制度的にはそうなんです。今回、私がお伺いをしたいと思っておるのは、2点目に書いてございますけれども、これは留守家庭だけの対応の関係ではなくて、高学年の対応をスポーツクラブなどを利用して留守家庭の対応は考えられないかという点について御提示をさせていただく。このきっかけは、成岩のスポーツクラブを視察に行きまいりました。その成岩がどこの市だったか、ちょっと今記憶がなくなっちゃっているんでいけないんですが、成岩のスポーツクラブは小学校の隣に学校の体育館をつくって、その体育館をスポーツクラブがNPO法人として立ち上げてスポーツクラブ化をされてきた。これは総合型地域スポーツクラブを導入するとき、いろんな意味で議論をまいりましたので、その当時の教育委員会の担当者じゃなかった、多分成瀬教育長がそのとき社会教育課長をやってみえたのではないかなというふうに記憶はしておりますけれども、そのときに成岩のスポーツクラブで体育館の時間を借り切って、スポーツクラブに加盟の人たちが自由にその施設を利用して活動するという形。今、本巣市の「しんせいスポーツクラブ」を中心としては本巣スポーツクラブにかわってくる分は講座型のスポーツクラブになっていますので、指導者がいて、あるいは助言者などがいて、そこで活動していくという形の中でグループ的な要素が非常に強い部分があるんですが、成岩で見たのは、体育館の一角をあけていますよと。その会員の人たちがそこへ来て、自分のやりたいスポーツをやりますよという形でやると。そこに、たまたま2階にテニスコートがあった。テニスコートに子供たちが2人来て、テニスをやっていた。2人だけですよ、指導者はいません。あの子たちは何でしょうかと、あの子たちは家に帰ってもお母さんたちがいないから、スポーツクラブに入って、その会場を借りて自分たちでスポーツをやっているということなんです。これは本巣の今の「しんせいスポーツクラブ」を含めてスポーツクラブの形とはちょっと形態の違うスポーツクラブで、部屋をレンタルするよと。スポーツクラブがその日は借りているから、会員の方は自由に来て使ってくださいというシステムになっていると。こういう形の部分で、この4、5、6年生及び、私が4、5、6というのは、1、2、3年を預かってきた人たちは、3

年前の今人数のお話をしましたら、多くの方たちはそのままいけば留守家庭で、そのまま延長で預かってほしいというニーズがある人数だと考えたときに、そういうスポーツクラブ的なものところで活動すれば、ある意味2時間なら2時間、そこで過ごして、親御さんが迎えに来る形もできるシステムというのは決して不可能ではないだろうというふうに思います。そういう実態を見て、今回、ある意味で高学年の方たちの留守家庭というもので、スポーツクラブで対応しながら預かることができないのかどうかについて、まず教育委員会の見解と、児童福祉という観点の中からも含めてですが、健康福祉部長の高学年対応についての見解をお伺いしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を教育委員会事務局長及び健康福祉部長に求めます。

まず初めに、教育委員会事務局長 成瀬正直君。

教育委員会事務局長（成瀬正直君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

小学生の高学年、4年生から6年生の子供たちを対応としたスポーツクラブなどを利用した留守家庭の対応、そういったものは考えられないかといったことについてでございますが、現在のクラブ運営形態、そういったようなものを考える中では、御質問にありますような留守家庭児童を対象にしたスポーツの講座とか、グループにおける預かり的なこととか、そういった事業の取り組みに関しては、非常に難しい、さまざまな支障要因があると、そのように考えております。特に指導者の問題とか、場所の問題とか、そして費用の問題、また活動に参加される子供たちの送迎の問題とか、そういったことで非常に大きな問題があると、そのように考えております。

今の段階におきましては、留守家庭児童を対象にしたスポーツ講座、またグループ的な活動、そういったようなものについて事業開催につきましては非常に難しいと、そういったことを思っている次第でございます。

議長（後藤壽太郎君）

続きまして、健康福祉部長 村瀬光廣君。

健康福祉部長（村瀬光廣君）

健康福祉部の方としましては、現在の留守家庭教室は、児童福祉法第6条の2第2項に定められた放課後児童健全育成事業と位置づけられておりまして、小学校に就学しているおおむね10歳未満（1年生から3年生）の児童のうち、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を図ることを目的としていることから、留守家庭教室の利用の対象範囲を1年生から3年生までと現在しておりますが、高学年への拡張は現在考えておりません。以上です。

〔19番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高橋君。

19番（高橋秀和君）

お二方とも答えられるお答えは、今私どもでは、先ほども冒頭からお話をしているとおり、よくわかる。で、今、本巢市が進めてきているスポーツクラブ化の問題、進んでいるスポーツクラブ化では非常に難しいということは私も序盤のお話でさせていただいた。

もう一つ、掛川で総合型スポーツクラブのことも含めて、これも掛川の体育館を見させてもらったときにも同じように体育館を貸し出しますよと。

学校、先ほど鵜飼議員からもありましたけど、糸貫地域は子どもセンターへ移動をしているよと。ですが、真桑、本巢、外山小学校の子供さんも本巢小学校へ移動しているはずですので外山小学校が移動する範囲なんで、本巢小学校、弾正小学校、真桑小学校は学校施設を使っている。私は、先ほど体育館というお話をいたしました。体育館とかグラウンドとかというものについては、授業が終わればほとんど使われない状況下にありますね。体育館の施設によってはミーティングルームも併設しているところがある。少なくとも私が認識しておる範囲内では、一色小学校と真桑小学校にはそういったミーティングルームがかなりのスペースをもって設置されておる。席田小学校はちょっと狭い形になっていたので、ミーティングルームとして今機能は果たしていないだろうというふうに思います。

じゃあ、その体育館という問題は、先ほど私がお話をしたような学校施設の開放の時間帯をどういう形の形態にしているか。今、夜間と土・日という形になっているというふうに思うんですが、そこをどう利用していく中で、自分たちが工夫をして、その時間帯の中で学校施設の体育館の中に併設してある諸施設を利用しながらどう活動していくとか、子供たちが4年生以上ですので、自分たちで考えた活動をするのは可能であると。私自身、いろんな子供たちと接してきて、自分たちの枠組みの中で準備をして、後片づけをして、自分たちの活動をすることができる力を持っている子供たちはたくさんいます。

で、私がお願いしたいのは、今の本巢市の体制では難しいでしょう。でも、私がお話した成岩では、そういうレンタルで施設を貸し出すことで、そこにおる子供たちはその時間帯はそこで過ごすことができるクラブ活動を関連部分はしているということなんだ。だから、スポーツだけに限定をしていないのは、「など」と書いてあるのは、何かと話題になる柿の里の中には、正直言いました体験実習室がありまして和室があります。そこには、多分、囲碁・将棋が使える施設や部品があったはず。もっと言うなら、あそこは図書館併設なんですけど、農業用の専門図書だけしか置いていないもんですから、子供たちがあそこで図書館を利用することはできない。でも、地域のどなたかが生涯学習施設という話をされましたけれども、地域の子供たちをそこで農業も含めているような意味の学習活動をする部分については、あるいはそこに集まった部分がクラブ化をしていく部分については何も難しい問題は出てこないだろうというふうに思うんです、利用ですから。陶芸教室があったり、あるいは炭焼き教室があったりしたんで、そういうことも含めていくとすると、そういう大きな枠の見解の中で、どういった形で子供たちが自主的にこの時間帯を使っていくのか、あるいはNPO法人化して、そこをどう管理をしていくかという問題については、プランニングをすることは可能だというふうに思っています。今すぐそのことができるとは言いません。ただ、財源

的に、先ほど鶏飼議員のお話があったような、今やれることがあるんじゃないかという問題があるなら早急に議論をすべき必要があると思いますが、その点について教育長にお伺いをいたします。

私は、今の既定の本巢市がやってきたことを、枠を取っ払って物事を考えていかなきゃできないだろうというふうに思いますので、それが既存の団体から、もう一つ違った形で物を詰めていくことについては新規事業という形で出てくるだろうと、その点について教育長の見解をお伺いしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

教育長 白木裕治君。

教育長（白木裕治君）

そうしましたら、今御提案の体育館等を利用しました小学校高学年に対します留守家庭教室の案でございますけれども、留守家庭児童にとりまして、今お伺いいたしまして、放課後の安全・安心な居場所づくりということ、これについて考えていかなければならないこともあるわけでございますけれども、子供たち同士の触れ合いとか、そこに場所は貸すんだけれどもということですが、いろいろな形で地域の教育力と申しますか、地域の方々、そしてスポーツクラブだけには限りませんけれども、そういう指導者の方々に入っただいて触れ合うということ、そういうことを通したことによって子供たちの社会性というものが育ってくるわけでございますので、大きな期待が持てる計画だというふうに感じ取らせていただいたところでございます。

ただ、先ほど事務局長が申し上げたとおりでございますけれども、現段階におきましては、指導者の確保の問題とか、それから安全性の問題でございます。さらには、子供たちの活動に対するニーズとか保護者のニーズ、こういうものも集めていかなければなりませんし、財源という議員御指摘の点もございますので、大変結構な案というふうで参考にさせていただきながら、今後の検討課題ということにさせていただきたいと、そんなことを考えるところでございますが、以上でございます。

〔19番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高橋君。

19番（高橋秀和君）

私も今回の質問で物事の決着をつけようと思っている問題じゃございませんので、でき得れば教育改革検討委員会がことし行われるようですので、そういった意味も含めて議論していただければありがたいなことだけ申し添えて、この質問については終わりたいと思います。

次に、2番目についてお伺いをしたいと思います。記念品等に利用している商品券、本巢市商品券についてお伺いをしていきたいと思います。

これは本巢市商品券という形で使われているのは、敬老会の消耗品費の中での扱いがされているのが1点と、地域運動会の中で実行委員会に渡されている補助金の中から景品的な扱い方で商品券が使われているという実態があるかと思えます。この商品券の事業そのものは、地域の商店街、本

菓市内の商品券を運営する加盟店が商品券を使って地域の商店で使っていただこうと、事業主、そこで地域、地元で使っていただく、この事業そのものは大変有効な事業だと思っていますし、今後とも地域の商業を営んでいる人たちのためにもこの事業は大変重要だろうと思うんですが、実際にこうして配られたりした分が一体どんな換金状況になっているのか、少しお伺いをしたいと思ひまして、今回取り上げさせていただきます。実態はどういった状態なのか、健康福祉部長と教育委員会事務局長にお伺いをしたいと思ひます。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を健康福祉部長及び教育委員会事務局長に求めます。

まずは健康福祉部長 村瀬光廣君。

健康福祉部長（村瀬光廣君）

それでは、ただいまの御質問の換金の状況についてお答えをさせていただきます。

敬老祝賀会記念品であります、商品券の換金につきましては、商品券発行事務組合から提供されました資料によりますと、平成18年度、パーセンテージでいいますと全商品券の換金率が96.5%であります。そのうち、その全商品券に占める敬老記念商品券の割合は66.2%であります。平成19年度につきましては、全商品券の換金率が90.9%であり、うち全商品券に占める敬老記念商品券の割合は63.2%となっております。

また、平成20年度におきましては、敬老記念商品券自体の換金率で91.7%となっております、おおむね御利用をいただいているかというふうを考えております。以上でございます。

議長（後藤壽太郎君）

続いて、教育委員会事務局長 成瀬正直君。

教育委員会事務局長（成瀬正直君）

記念品等に利用しております商品券の換金状況についてお答えをいたします。

現在、教育委員会にかかわる事業におきましては、議員が申されましたとおり、各地域で行われております市民運動会、これは本菓と糸貫と真正地域でございますが、その運動会におきまして記念品等として商品券発行事務組合の商品券を利用しております。

同組合で確認しましたところ、平成20年度の換金状況につきましては、発行高が43万円あります。そのうちの38万1,500円が換金されておきまして、換金率は88.7%でございます。以上です。

〔19番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高橋君。

19番（高橋秀和君）

過去の数字のことは大事ではありますが、教育委員会は約5万円ほどが未換金ということで、約でないちょっと今聞いた数字の中で、91.7%ということであれば、大体消耗品費680万から90万で、700万をちょっと切っていた金額だと思うんですけど、そうすると60万円ぐらいが未換金というふうに理解してよろしいか。

議長（後藤壽太郎君）

健康福祉部長 村瀬光廣君。

健康福祉部長（村瀬光廣君）

20年度につきまして商品券の購入の金額が689万2,000円、これで91.7%でございますので、未換の金額が56万9,000円ということであります。以上であります。

〔19番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高橋君。

19番（高橋秀和君）

そうすると、未換、あの商品券は6ヵ月間という券ですので、大体20年度で、61万円の換金がされていらないというふうに理解をします。

では、この61万円はどのような支出のお金になるのでしょうか。ということは、商品券は商品と同等ですので、お金は多分プールされている中から換金された残りの61万円という問題は、これはやっぱり地元に還元されなかったお金という形だけでとどめていくのかどうか。この61万円というものについての使途は、組合にお任せしていくという形で理解していいのかどうかだけお伺いしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

健康福祉部長 村瀬光廣君。

健康福祉部長（村瀬光廣君）

市としましては、商工会から、いわゆるこの組合の方から6ヵ月の有効期限つきの商品券を購入いたしまして、敬老会の記念品としてお渡しをいたしております。記念品としてもらった方々についても、6ヵ月の有効期限がついているということになりまして、商品券に6ヵ月の期限が明示してあるため、御本人がこれをいつ使用するかということは本人の判断にゆだねられるところであると考えております。

しかしながら、市の目的としましては、記念品としてお渡しをしたため、皆様に御使用をしていただきたいという願いがあります。以上でございます。

〔19番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高橋君。

19番（高橋秀和君）

利用目的が、記念品とか、あるいは景品でもらって、物にかわって初めてその機能を果たすわけです。そうすると、この61万円は事業へ捨ててしまったで、物にもかわらない形のまんま残っていくという形になります。

そこで、市長にお伺いしたいと思うんですが、私、これ非常に難しい問題になってしまうなと思っていますんで、この問題について、このままにしておくという方法もある。一応よく相談をする

という方法もある。いや、これはいろんな団体、補助金としてもらった場合、要らない不用の補助金は返納するという問題もありますので、こういう議論もしなきゃいけない部分がある。幾つかの選択肢があるだろうと思いますけれども、その部分について今後の対応として議論していくべき問題なのかどうか、どのようにお考えかだけお伺いしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

今の議員御質問のことについてお答え申し上げたいと思いますけれども、今、成瀬部長の方から御答弁申し上げましたように、基本的には商品券、要するに向こう発行の商品券を買ったということで契約はそこで終わっている。しかも、それは期限つきのもを買っておるということでございますので、そのもの自体の事業についてのものは、法的な問題というのではないだろうと。

ただ、その後、6ヵ月たって換金されないということについてどう考えるかという問題がある。その金はどうなっているのかというのは、これは通常のデパートなんかで発行しておるものは期限つきのもではございませんので、年じゅうずうっと使えるということでございます。そのかわり、財務省の許可もいただいて、そしてずうっと使える。そして、そのかわり3割相当の担保、いわゆる供託というのをそういうところに納めて、この後、ずうっと会社が続く限りはそれを使いながら、会社がつぶれた後でも使えるような仕組みに通常のデパートの商品券等はなっておるわけでございます。ところが、現在この商工会の商品券は6ヵ月ということでございまして、今のそういうことを前提で我々は買っておるということで、法的な問題はないだろうというふうに思っていますけど、ただ、今のようなデパートの商品券と見た場合に、それをどう考えるかということ、ちょっとこれからいろいろと研究をしていきたいなというふうに思っております。

これは私ども本巢市だけではなくて、全国の各地区でもいろいろ事例があると思いますし、県内の市町村の商工会も同じような発行方法、というのは6ヵ月というのは多分ほとんどの商工会がやっておろうと思います。これは、デパートとか会社云々になれば違いますけれども、やっていますと同じようなことが各地区商工会でも同じようなことが行われておると思っております。そういった実態をよくまた把握して、今後どういう方法がいいのか。我々としては、ぜひ6ヵ月の期限つきということで、皆さん方にその時点で、所有権はそっちに渡っているわけでございますので、皆さん方に。ぜひそういう形で100%期限内に使っていただけるように、これから周知をしっかりとしていきたいなと思っております。

いずれにいたしましても、この商工会の商品券というのは、今の本巢市の商工会の、いわゆる商工業者の振興を図るという面でも大事な政策の一つでございまして、これをまたほかのものにかえるとかといったことになると、またいろいろと問題も出てくるだろうと思っておりますので、これからも引き続き商工会の商品券を可能な限り使わせていただくことによって、商工業の振興に一役買っていきたいというふうに思っています。

いずれにいたしましても、その後の換金されなかったものにつきましてどうするかということに

つきましては、いろいろとまた研究をさせていただいて、今後の検討課題というふうで進めていきたいと思っております。以上でございます。

〔19番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高橋君。

19番（高橋秀和君）

私も100%に近い換金を望みますし、そのことによって地元のこの商品券の加盟店が扱っているお店で消費していただけることが地域の活性化につながると思っていますので、この事業は大事な事業だと思っています。ただ、今言ったように、この換金されなかったものについては、今市長からあったように研究していく必要があるというふうに思いますので、その点の執行部の対応については推移を見守っていきたいというふうに考えています。

時間も押し迫っていますので、3点目の学校給食センターの跡地についてお伺いしたいと思いません。

今回、真正、本巢、糸貫にある旧の学校給食センターの跡地の整備をどのような計画でおられるのかについて、教育委員会の見解をお伺いしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 成瀬正直君。

教育委員会事務局長（成瀬正直君）

現在、旧真正、本巢学校給食センターにつきましては、解体工事にかかる準備を行っているところでございます。

解体後の跡地の利用につきましては、真正の給食センター跡地につきましては、真正中学校に隣接している土地でもございますので、現在、真正中学校の駐車場が手狭であるといったようなことから、中学校の敷地として一体的な利用を考えております。

また、本巢の給食センターの跡地につきましては、敷地面積も約800平米と非常に狭く、利用しづらい形状でもあります。そういったことから、当分の間は更地としまして、隣接しておりますテニスコートの駐車場として利用していきたいと、そのように考えています。

また、糸貫の給食センターにつきましては、当初は、ほかの真正、本巢の給食センターと同様に解体をする予定でございましたけれども、建物も昭和59年に建てておるといったことで比較的新しい施設、また耐震につきましても新建築基準法により建築されており、基準内であるというようなことから、建物の活用も視野に入れた跡地の利用計画について再検討していきたいと、そのように考えております。以上でございます。

〔19番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高橋君。

19番（高橋秀和君）

跡地利用について有効利用をどう考えていくかということは大事な問題で、今回の一般質問でも、後ほど質問される上谷議員も市有地の問題については出しておられますし、前に高橋勝美議員も施設の問題も含めている御指摘があったと思う。建物利用という問題について、この後にお伺いする土地開発公社の問題も含めてなんですけれども、一つの担当部、あるいはよく出てくるのは建てたときの目的の補助金の関係も含めてどう考えていくかという、非常に大きな問題であると思っています。

で、学校給食センターの糸貫の分について利用されるのは、子どもセンターとの並列の利用ということも考えてみえるのかどうかだけお伺いしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

成瀬正直君。

教育委員会事務局長（成瀬正直君）

今のところ、ただいま答弁で申しましたように、再検討していくということで、その辺のところは関係部局と調整を図る中、検討していきたいと考えています。

〔19番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高橋君。

19番（高橋秀和君）

確認しますが、関係部局とおっしゃいましたので、教育委員会だけでなく、市長部局等も含めてトータルの物的な見方で考えていくというふうに理解をしましたが、それによろしいか。

議長（後藤壽太郎君）

成瀬正直君。

教育委員会事務局長（成瀬正直君）

公共施設の利用、そういった意味を含めて考えていきたいということを考えています。

〔19番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高橋君。

19番（高橋秀和君）

それでは4番目の質問に移ります。今の学校給食センターの跡地利用、あるいは建物利用も含めた問題も含めながら、土地開発公社が先行取得した土地については、モレラ北側の土地ですが、糸貫地域の公共下水道の処理場、幼児園構想、あるいはストックヤードと給食センター、給食センターはできましたから、それはそれで結構ですが、購入したはずなんです。ところが、下水道は5年間先送りが、さきの議会の私の質問の中でも明確になってまいりました。西幼児園、東幼児園構想につきましては、随分前の全員協議会の中で、当時の内藤前市長が西幼児園につきましては、西幼児園付近の隣接する土地で拡幅、東幼児園については席田小学校のお隣での用地取得における整

備というようなことを打ち出されております。そうすると、先行してきた中で幼稚園構想の土地の部分については完全に外れた話になってきているんですが、その当時、今市長も副市長もその役職にございませんでしたけれども、前市長がずうっとやってきた経過の中で、また鶴飼議員との質疑の間の中でいろんな、今、建物の耐震強度の問題なんかもやっておられる前提の中で、今、この先行取得した土地という形で、公社でした、特に幼稚園構想の土地という問題については、前市長の言われた発言が残っておるのか、あるいは前のこの用地取得をした部分で残っておるのか、あるいは全くの白紙なのか、どういった点なのか。当然、先行取得は、市からの依頼によって受けた土地開発公社の責任ある立場にある副市長は、当然検討されているだろうと思うんですが、その点について見解を求めたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を副市長に求めます

副市長 小野精三君。

副市長（小野精三君）

議員御質問の、土地開発公社が先行取得した土地の今後の見通しについて御回答申し上げます。

本土地につきましては、平成17年度に約2万坪の土地を坪単価3万8,000円という価格で購入してきたため、市が土地開発公社に取得を依頼し、公社において購入したものでございます。この時点での本土地の事業実施計画では、現在既に整備を終えました給食センターのほかに、幼稚園、下水道処理施設、ストックヤード、防災倉庫などを整備する内容となっております。

現段階の状況につきましては、当初計画で上げられていました幼稚園につきましては、整備の方向として糸貫地域の2園を統合することなく、それぞれ現施設付近で整備する方向で検討が進められております。

また、下水道処理施設につきましては、現在、糸貫地域の下水道をどのように整備するのが最適なのかシミュレーションしており、今後、下水道処理場の建設場所を含め、下水道事業推進審議会と協議し、決定していただく必要があります。

また、既存の都築紡績の工場を利用して整備する予定でございましたストックヤード、防災倉庫につきましては、建物の耐震、再整備に予想外の費用がかかるため取り壊したことなどによりまして、当初予定しておりました施設の事業の実施が困難、またはおくれる見込みとなっております。

これらにかかります新たな施設の整備につきましては、市の財政状況が今後一層厳しくなると予想される中、新たな施設を整備することはなかなか難しい状況となっております。

いずれにいたしましても、皆様の御意見を伺いながら、本土地の有効利用を図ってまいりたいと考えております。

〔19番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高橋君。

19番（高橋秀和君）

今議会で報告があった土地開発公社の経営状況の説明書の中で、各種公共施設用地というのは約6万平米ですね。今、その中で利用されておる、賃貸されておるのが2万3,000平米ですね。いわゆる貸しているという、たまたま利用的なことでいうと6分の2ということは、3分の1は利用されているけど3分の2は残っているよと。だけど、幼稚園構想の中でどれだけの面積を計画してきたか、ストックヤード構想はどう計画してきたかという問題のことは、貸している土地の部分だけは、もうなくてもいいというのであれば、それは相当的な考え方ができるだろうと。

で、先ほども言いましたけど、跡地利用で明確になっているところはいいですよと。中学校の学校給食センターのところは駐車場として使いますよという問題については、その跡地利用がある。でも、建物も今これからどうしようという検討の中であると。ましてや、公社の持つ土地が6万平米もあるよと。その中で下水道が5年後になってきておる。それでまた下水道をどうしていくかという問題について、いろんな意見がある、糸貫地域の問題のことを含めて。公共という計画をやろうという問題と、今のこの状況の中で、100億近い投資をまたさらにしていくことがいいのかどうかという意見もある。だから、そういったことを踏まえていくと、早急にこの土地の問題については覚悟していかないと、屋井の工業団地がすぐ売れていくという話ならば結構ですが、そうじゃないような状況下の中であれば、本当にモレラ北側としては早急に、これは土地開発公社が議論するわけじゃないですね。本巢市がどう議論をしていくかという問題だと思いますので、その点については、どこでどういう形で検討していこうと思われませんか、副市長の考え方を伺いたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

副市長 小野精三君。

副市長（小野精三君）

下水道処理場の関係につきましては、先ほど申しあげましたように、その建設場所も含めまして下水道事業推進審議会で今後協議していただくということになってきますので、その協議結果を見守りながら、モレラ北側の土地についても含めて考えていきたいというふうに考えております。

また、幼稚園の方につきましては、先ほど申しあげましたように、糸貫地域の当初は統合した格好でモレラ北の土地に建設するといった、モレラ北の土地の取得当時にはそういった計画もされておりましたが、その後の検討におきまして、2園を統合することなく、それぞれ現施設付近で整備するといった方向で検討が進められておりますので、今後も21年度予算にも上がっております耐力度とか、そういったデータ結果を踏まえて、どういう整備方法をしていくかの結果を待ちながら検討を進めていきたいというふうに考えております。

〔19番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高橋君。

19番（高橋秀和君）

答えになっていないです。幼稚園構想は外ったんです。ストックヤードも外ったんです。防災倉

庫もなくなったんです。だから、計画予定地がこれだけの面積が要らないわけです。そのための検討を市の行政組織内のどこで検討されるかということをお伺いしているわけです。

副市長、非常にお答えづらければ、私は市長にお伺いするだけでありますので、市長、そういうお話になりますが、市長、じゃあその点について見解だけお伺いしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

土地開発公社に先行取得していただいたモレラ北側の土地でございますけれども、この件の利用計画につきましては、先般、前回の議会の際にも高橋勝美議員からのお話もございまして、そのときにもお答えしました。そのときにお答えしたことは、今、副市長の方から答弁した内容とほぼ同じような内容でございます。

いずれにいたしましても、時間の経過で今いろいろと、この当初購入したときとかなり変わってきておるということでございまして、今現在、本当に最後まで残っておるというのは、先ほども副市長がお話しさせていただいたとおり、下水道の部分が今唯一残っておる状況だと思っております。先ほど議員の質問の中でも、鵜飼議員のお話に関連して幼稚園の話もいただきました。前市長が報告をさせていただいたということ。私もこの後、いろいろ今耐震設計とか耐震をやっていますけれども、もしその中で幼稚園を二つともやらなきゃいけないというときになりましたら、これはやはり前市長が議会の皆さん方に報告し、そしてお約束しているということでございまして、私もそれについて否定するものではございませんので、基本的には、もしそういう方向になれば、それぞれの今現有の施設の近くで考えていくということになるのかなという気持ちを持っております。

いずれにいたしましても、そういうものにつきましても、いずれも議会の議員の皆さん方にまた御相談しながら、場所等の決定もさせていただかなきゃいけないと思っております。

そういう中で、そういうものがもしなくなるということになれば、じゃあ、あの広大な土地はどうするんだということでございまして、今現在、モレラに北側の一部をお貸しして、今、借地料をいただいておりますということでやっておりますけれども、いつまでもこの状態がいいかということは、私自身もそういうふうでは思っておりませんで、前回のときもお答え申し上げたとおり、いろんな皆さんの御意見をお聞きしながら進めていきたい。

ただ、その中で、あくまでも下水道の話がまだ残っておりますので、そっちの部分とも関連づけながら、やっぱり考えていかなきゃいけないということ。それからもう一つは、新たな大きな話ということで、すぐ北東の方に糸貫のインターチェンジができます。そうしますと、今、あのモレラの北側の土地というのは本巢市にとっては大変いい場所になりまして、これは私はいつも申し上げておるんですけど、これからあそこが本巢市の顔になるんじゃないだろうかという思いをしております。あそこの地区をこれから本巢市の顔になるような形で何か整備の方向というのは考えられないだろうかということで、今現在、内部的にはどういう方向ができるかということで、今内々では企画部の方にこうしてお話もさせていただきながら、今現在、内部的な話を進めておる段階で

ざいます。

いずれにいたしましても、皆さん方で、またいい知恵、いいアイデアというのがございましたら、ぜひまたお聞かせ願いたいと思っていますし、使わないもの、使えないもの、もしこれから利用もできないものというのをいつまでも持っておるということについては、やっぱり問題があるかどうかと思っています。それと、いわゆる土地開発公社の方への移管等云々ということにもかかわってまいりますし、それはひいてはすべて本業市がまた買い取るということになれば、すべてが市の負担になってくるということで、これはまた税金の投入ということにつながるということになりますので、できる限り、いわゆる負債を抱えない形で、早くいろいろと計画をつくって処分をしていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、皆さん方の代表の知恵をおかりしながら、あちこちからいろんな、私どものところにもいろんなアクション、アプローチというのが、この議会の中でお話しできないんですけれども、そういうお話も二、三伺っておりますけれども、いずれにいたしましても、それはお話の程度でございまして、これからどちらにしてもそういうものも、もしやるとした場合に、議会の議員の皆さん方にまたしっかりと御相談しながら、そして市民の皆さんに納得していただける形で処分というのを進めていきたいというふうに思っています。以上でございます。

〔19番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高橋君。

19番（高橋秀和君）

私、これで16年目になるんです。16年前に糸貫町議会議員になったときに、今のぬくもりの里の土地というのは実は塩漬けの土地になっていて、前市長の内藤市長が町長になったときに、あそこにぬくもりの里を建てるときに、非常に金額的には高い土地で非難もあったし、批判もあった。あるいは肯定する意見もあった。しかし、結果的に、あそこにインターチェンジができるから、持っておってもまだいいんだという意見があったけれども、結果的に、まだあそこにインターチェンジができていなかった。そういう土地を持つことによって、逆に非常に行政がかた苦しくなって仕事がしづらくなってくるとも藤原市長はよく御存じだと思う。非常にやりにくくなってくる。だからこそ、私、このことを自分の体験の中で、あのぬくもりの里の土地が今のぬくもりになるまでの経過の中に、市民からの声、あるいはその当時の議員さん方の声からすると、非常に賛否両論の中でぬくもりの里の建設に至ってきたという経緯は、自分の中で重々経験をしているわけです。そういった意味で、当初の計画ではやれても、時代の流れがああ当時よりもかなりいろんな意味で早いです。地価の動きでも早いです。だから、チャンスという問題と、それから希望という問題もあったにしても、やっぱりチャンスという問題があるだろうと。だから、そういういろんな意味の中で非常に時代の流れが早いということについて、多分藤原市長はすごく敏感な方ですので、この瞬時の切り抜け方というのは大事なことだろうと思う。特に屋井の工業団地というものは、つくったときと、この3年間の経済状況、だれもが予想しなかったということ。でも、これは現実として土地

は残っているわけだ。これがモレラの北側で同じことにならないようにしていくためには、やっぱり情報と、俊敏で的確な判断と、お互いの理解度が必要だろうと思う。そういった意味では、私はこの分については、そのことを市長にお願いをしたいと。我々も、またその部分は自分の中で戒めていかないかと思っています。

どういう計画といっても、新しく計画というのは金がかかっちゃいますんで、これ以上金がかかることができるかといったら、31年度からの金をお話しすればできない形なんです。どここの公社の土地の問題については、どういう形ですか非常に難しいにしても、現実的には総合計画に照らし合わせれば、余剰地という扱いにならざるを得ない計画の土地になってきてしまっていますので、早急に執行部、あるいはどこかの委員会なりで検討をされていく必要があると。少なくとも公共下水道の処理場については、あれだけの面積は要らないはずですので、その点については、今後、市長がどういう形でリーダーシップをとり進めていかれるのかについては、推移を見守っていききたいというふうに思っております。

どうか土地の問題で、しかも大変申しわけない、糸貫の土地のことだという話になると非常につらいですが、これは本巢市が今後活性化していくためにどう利用していくかという問題について、お互いに知恵を出し合っていく必要があるだろうというふうに感じていますので、どうかその点については藤原市長のリーダーシップを今後も見守りたいということを申し添えて、質問を終わりたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

ここで暫時休憩をいたします。

再開は13時からとしますので、よろしくお願いいいたします。

〔発言する者あり〕

13時20分から再開します。

午前11時55分 休憩

午後1時20分 再開

議長（後藤壽太郎君）

それでは、休憩に引き続きまして会議を再開いたします。

最後、大トリですが、15番 上谷政明君の発言を許します。

15番（上谷政明君）

それでは、議長の許しを得ましたので一般質問をさせていただきます。

まず1点目でございますが、糸貫地域の下水道事業ということでお尋ねを申し上げます。

この件につきましては、さきの議会で高橋秀和議員と高橋勝美議員の方から質問がございましたので、その内容も含めまして、もうちょっと深く質問をさせていただきますので、とにかく明確にお答え願うことをお願い申し上げまして始めたいと思います。

それでは1点目でございますが、糸貫地域の下水道事業につきましては、事実的なことを言いま

すと、もっと早く事業計画があったはずだと私は認識しております。それが、実は着工は28年度をめどにという、この前の全協でお話がありました。その辺の理由も含めましてお尋ねをしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そういう中において、せんだっての3月の高橋議員の方からの一般質問の答弁の中に、下水道推進審議会にて審議をする答申を出して、それについて19年8月31日に、そんなような答申があったということでお話がありました。その中では、早急に検討して早目に着工しようという答申の内容だったと思いますが、その内容の中で、一応全協の場でシミュレーション的なもののお話がありました。その中において、こんなようなお話がありました。今後、ますます財政が厳しくなることが予想される状況であり、一般会計からの繰入金等、財政事情を考慮してという御答弁がありました。財政状況を考慮してということですので、1点目の質問でございますが、市の財政状況について、この下水道事業を含めまして水道とか、上下水道の方の関係であろうと思いますが、内容と財政状況について1点目の質問をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を上下水道部長に求めます。

上下水道部長 杉山尊司君。

上下水道部長（杉山尊司君）

それでは、1点目の事業計画に対する市の財政状況について御答弁をさせていただきます。

本巢市の下水道事業は、3月定例議会で御報告いたしましたとおり、農業集落排水事業といたしまして金原・鍋原地区農業集落排水事業が平成20年度から23年度、佐原地区農業集落排水事業が24年度から26年度の計画であります。

また、本巢処理区特定環境保全公共下水道、こちらにつきましては平成25年度に面整備が終わり、引き続き石神地区を平成26年度から27年度の計画であります。

また、石神地区以外の糸貫地区につきましては、公共下水道事業で平成26、27年度に調査設計、28年度から48年度にかけて工事を計画しております。

議員御質問の糸貫地域下水道事業の事業計画に対する市の財政状況の件につきましてですが、平成20年度末の地方債残高でございますが、農業集落排水事業で55億6,103万円、公共下水道事業で31億3,608万円であります。また、水道事業も含めると133億5,476万円でございます。21年3月31日現在の市の地方債残高の約51.6%が上下水道でございます。

今後の財政に大きな影響を与えます普通交付税でございますが、10年後の平成31年度には旧の町村単位での算定から本巢市での一本算定に完全移行されるため、現在の交付税額に比べ約12億円の減額が見込まれるわけでございます。

前回の3月定例会の全員協議会で御報告させていただきましたシミュレーションのうち、現行料金で比較をいたしますと、農業集落排水事業、それから公共下水道事業合わせて、平成26年度では一般会計からの繰出金が6億8,394万円でございます。20年度の1.1倍になるわけでございます。また、普通交付税につきましても、20年度の1.1倍でございます。

平成31年度ではどうかといいますと、一般会計からの繰入金で7億5,074万円でございます、20年度の1.2倍となり、普通交付税につきましては、20年度の0.6倍になります。

さらに35年度では、一般会計からの繰出金が8億7,210万円で、20年度の1.4倍でございます。普通交付税につきましては、20年度の0.6倍となる見込みでございます。

以上のように、一般会計からの繰出金が増加傾向にありまして、一方、普通交付税は減額傾向にあることから、市の財政負担が大きくなるものと考えられます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔15番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

上谷君。

15番（上谷政明君）

数字を上げて御説明をいただきまして、非常に財政的に大きな負担が現在も生じている。これから下水道計画を進めていく中において、非常に危惧する金額ではないかなと思っておりますが、先ほど高橋議員の方から処理場の場所についての説明がありまして、副市長の方からモレラの北側について一つの候補地として考えておるといようなお話がございました。この中で下水道事業、本当にそのような状況で進めていけるのか、それとも何かそうじゃなくて計画変更があるのか、その辺について2点目の質問として上下水道部長に求めます。

議長（後藤壽太郎君）

上下水道部長 杉山尊司君。

上下水道部長（杉山尊司君）

ただいまの御質問の計画変更はあるのかという御質問にお答えをさせていただきます。

先ほどお答えをいたしましたとおり、市への財政負担が非常に大きくなると考えられるわけでございます。農業集落排水事業と公共下水道事業を合わせた一般会計からの繰出金につきましては、平成38年度まで増額する見込みでございます。

今後の系貫地域の下水道事業における将来計画を策定するために、合併浄化槽との比較、それから前回配付させていただきましたシミュレーションにおける財源の見直しもあわせて策定中でございます。

議員御質問の計画変更の件につきましては、本業市下水道事業推進審議会で十分検討していただきたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。以上です。

〔15番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

上谷君。

15番（上谷政明君）

この前の下水道審議会、19年8月31日に実は答申を受けておるわけですが、まだ2年もたっていない。その中において、この財政状況において計画変更も視野に入れて審議会の方にお話をする

というような今御答弁だったかなと思いますが、シミュレーションを見させていただきました。その中を見ていると、素人の私でも大きな金額が並んできて、非常に不安材料が実はあるわけですが、しかし、今下水道がないのは、糸貫地域の1万人を対象とする南部地域の、私が住んでおる地域でございます。

実は私の住んでおる地域、この下水道計画については、自治会の方にはおりてきておりません。そして積立金も35万ということ聞いておりますが、これについても実はおりてきておりません。それで、先ほど安藤議員の方から高齢化のお話がありました。私どもの地域は、高砂地域といいますが、そちらは約四百数戸あるわけですが、その中の高齢率というのは根尾の地域に匹敵するぐらいの高齢率です。高齢化を伴っております。その中で、これから下水道事業をどういうふうに進めていくかということになると、非常に市民に対する影響が大きいわけですね。先ほどの中にもありましたように、65歳を過ぎて職のない年金暮らしの方たちが35万のお金を出していくということになると、非常にこれ説明する方としても、どうして説明していいかということについて物すごく考えなくてはならんことなんです。

その中で私どもは北方町と隣接しております。そのちょうど隣接境の道路のセンターから南に北方の下水道の配管が入っております。その配管を工事されているときに、ああ、これは私たちの高砂地域とか仏生寺の方とか、ひょっとすれば話をされて取り入れが可能ではないかなという夢も抱いたときがあるんですが、せんだっての3月の高橋議員の一般質問の中では、それもちょっと難しいような答弁があったような記憶をしております。

そこで、北方町との協議の中のお話について、もう一度御説明を願えませんか。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を上下水道水道部長に求めます。

上下水道部長 杉山尊司君。

上下水道部長（杉山尊司君）

北方町との協議についての御質問でございますが、北方町公共下水道の処理区域への編入については、昨年12月定例議会で御承認をいただいたところでございます。

また、3月定例会で報告させていただきましたとおり、北方町の終末処理場であります北方町ふれあい水センターの処理能力でございますが、日最大1万1,500立方メートルでございます。平成21年4月30日現在の下水道切りかえ率が74.4%ございまして、現時点では加入率に余裕がございしますが、計画年次では処理能力に余裕がないと聞いております。

議員御質問の北方町との協議についての件でございますが、北方町と隣接している地域で市道及び市の管理する排水路が接していない地域がございます。このような地域につきましては、市の対応が大変難しい地域でございますので、今後、北方町と協議をしていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

〔15番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

上谷君。

15番(上谷政明君)

今の説明を聞きますと、市道、もしくは市の管理をしている排水路については、その面してあるところについては北方町との協議から外れておるといようなニュアンスでとれておるんですが、せんだってそんなようなことを聞いたのでもう一遍きちとお尋ねしたんですが、どうもそういうようなお話になるわけですが、そうしますと、これにつきましては、私ども南部としては町村会に入っておる下水道については、これは北方町との協議の中でちょっと難しいといような今答弁だと私は思うわけですが、そういうふうな状態でありまして、今後、この件については、私ども隣接町村の自治会としては、非常に下水道事業については北方の方に望みを持っておったんですが、これもちょっと不可能だと、そんなようなニュアンスにとれるわけですが、これは先ほどおっしゃいましたように、北方町とのこれから協議を引き続き、今は事務レベルで進められておるといことですので、今後、それをもう少し力を入れて協議をしていただいて、そして最終的にはトップレベルの話をお願いして、市長さんに頑張ってもらわないかとは思いますが、今ここで市長さんにお話をいただくようなレベルではないといお話ですので、これについては、市長さん、聞いておっていただいて、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

ただし、答弁は結構ですけど、お話だけ申し上げていきますが、今までのこのお話を聞いていますと、数字をいっぱい並べていただきました。そして、その内容から見ると、南部の下水道計画については非常に金銭的に難しいんだといようなニュアンスが私には伝わってくるんですが、そのために5年も6年も延ばされたのかなといようなニュアンスが伝わってきます。決してそのようないないように、南部は排水のことににつきまして非常に不安材料をいっぱい持っております。そういうことから考えまして、ひとつ答弁はしにくいと思っておりますので、とにかく頑張ってやっていただく。そして、早く下水道審議会の方に出していただいて、私どもの方へ説明を願って、地元説明は当然でございますけど、とにかくおくれることのないように、おくれればやるのかなといふに私判断をしますので、まだ三、四年は生きておれると思っておりますので、ひとつその辺のことを含めまして強いお願ひをしておきますので、市長さん、よろしくお願ひします。

それでは、1点目は答弁は結構ですので、1点目はこれにて終わりたいと思ひます。

2点目でございますが、下水道事業とこれは関連をしております。私ども南部地域でも真正町の境ですので、そこは入会地でございます。実はこの入会地については未整備地域の土地に家が建ってきましたので、道路も非常に狭うございます。大体今面積は3万坪ぐらいあるかなと思っておりますが、その中に3メートル、4メートルの道路が主流で道路があります。その中は、40年近く前のセンター側溝が入っておるのがほとんどです。実はそのセンター側溝も非常に狭くて浅い。それで、そう勾配がないんですね。4年か5年前に三橋の土地区画整理がありまして、あの排水を私ども該当地区、高砂町といんですが、そこを通じて糸貫川へ流すといお話がありました。それはなぜかといひましたら、実は三橋地域の区画整理をやったときに大きな店舗ができました。そうすると排水が出てきまして、非常に夏ににおいが発生しまして、不衛生きわまりない状態でした。そ

れで、実は三橋区画整理の方から、どうしてもこれを高砂町の方へ流してほしいというお話がありまして、今、深い側溝を掘って流しております。高砂町で深い側溝というのは、その側溝と南側に病院がつくった側溝と2本しかありません、深い側溝は。あとは浅い側溝ばかりのセンター側溝です。

その中で、実は40年近く前ということになりますので、個別浄化槽も、ここには専門家が見えませんが、私は専門家じゃありませんのでわかりませんが、40年近くたった前にできた個別浄化槽と、現在できておる浄化槽の能力そのものはどれくらいかわかりませんが、非常に前のは能力的には落ちるのではないかなと思っております。実は個別浄化槽がほとんどの家にはついております。30年近く前までは、家庭用の排水については浸透式のところがありました。私も新家としてあちらへ行きまして、当初は浸透式でした。そういう古い歴史が実はあって、未開発地域で分譲地域ではありません。その中で3メートル道路、4メートル道路で生活排水の基盤の整備をさせていただいておりますが、非常に先ほども言いましたように排水状況、高砂町の中には用水も入っておりませんが、だから押し流す力もありません。それで、集水ますを含めて沈殿する量が物すごく多いんです。それを見ますと、細かいものがいっぱいあります。それで、高砂町はずうっと以前からそういう状態でありますので、6月から8月いっぱいまで側溝の消毒をしております。これは糸貫町から含めてずうっとやっておりますが、もうどこもやっていませんので、実は消毒の機械がもう市には、私のところを使っているやつと、もう一台ぐらいはどこかにあるかなということで、もうないんですね。

こういう状態で排水路が今できております。その中でいつも思うんですが、公共下水がもうできてくるから、ちょっと辛抱しておってくれという形でずうっと流してきておりますが、ここへ来て、もうこれだけ下水道計画を含めて長くなりますと、このことについても、もう避けて通れない状態に今ありますので、去年だったかと思いますが、産業建設部長の方に、個別浄化槽から側溝に出せない、それぐらい堆積しておる。泥が中に入って。それで、これについてはちょっと頼めんかということでどけてもらった経緯もありますけど、私どもの地域は、合理化計画で7年に1遍だったと思いますが、側溝掃除が実はあるわけですね、市の方も協力していただいて。その状態ですと、去年側溝掃除があったんですが、3分の1の地域ぐらいしか対応がされておられません。この中でこのまんま側溝計画について、衛生上を含めてしておいてもらうということについては、もう限度ではないかなと、衛生上を含めまして。そんなことを考えておりますが、1点目、排水路計画、排水路の整備について、こういう状態では非常に住民感情もよくありませんので、年度にかけて排水路計画の必要がありますので、産業建設部長にその辺についてお尋ねを申し上げたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 山田英昭君。

産業建設部長（山田英昭君）

それでは、排水路工事の必要性についての御質問につきましてお答えさせていただきます。

排水路の整備につきましては、自治会から申し出のあった要望について、緊急性、重要性の観点

から整備をしております。

お尋ねの必要性については、住民の方の生活圏周辺の環境整備がなされ、快適な環境のもとで日々暮らせることが大切であると認識しております。しかし、経年劣化によりまして排水機能が低下し、悪臭が発生する既存の水路、また土羽構造で勾配がとれず排水不良となった水路など、まだまだ市内には未整備の箇所も多く、早期に整備を済ませ、維持管理の軽減や、蚊などの発生を抑制し、良好な生活環境をつくることが大切であると認識しております。

お尋ねの高砂地内の側溝につきましては、今年度、1カ所ではありますが施工を予定しておりますので、御理解を願いたいと思います。

今後、地域の御理解、御協力を得ながら、順次整備をしていきたいと考えております。以上でございます。

〔15番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

上谷君。

15番（上谷政明君）

今、今年度1本お願いできるということで、これから順次協力願えるという今答弁でございました。ひとつ衛生上の観点からいきましても、高齢化率が物すごく高くて、実は側溝を上げて掃除することも実はできん世帯がたくさんあります。その辺を考慮願いまして、また側溝掃除については格段の理解を願いたいと思いますが、産業建設部長にひとつまたその辺のところを、夏非常ににおうところもありますので、その辺について協力要請を願ったときに快く引き受けていただけるかどうか、その辺のところを御答弁願いたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

産業建設部長 山田英昭君。

産業建設部長（山田英昭君）

そういった要望につきまして、今後どういうふうに対応させていただくかということでございませぬけれども、先ほどお答えさせていただきましたとおり、排水路整備については、要望は各自治会から本当にたくさん出ております。市としましても限られた予算の中ではありますけれども、市民生活に悪影響を及ぼす箇所から順次整備しまして、快適な生活環境の向上を図っていきたいというふう考えておりますので、よろしく願いたいと思います。

〔15番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

上谷君。

15番（上谷政明君）

その点につきましては、よろしく願いまして終わりたいと思います。

それでは3点目、学校給食のことについてお伺いをします。

学校給食のことにつきましては、本市は小学校ベースでいきますと、214円という日額計算でつ

くっておられます。それに対して、年間200日ぐらいの対応をされておるかなと思っておりませんが、214円という金額は、私もちょっと県内を調べました。そうしますと、これは一番下の金額ですね。先月ぐらいから、実は学校給食が、ガソリンのこととかいろんなことがありまして高くなりましたので、食材関係が。で、今230円から40円台が非常に多いかと思っております。その中において、我が市は214円ということは、そして内容についてもちょっと調べましたら、これまた県内ではトップレベルの内容ということで、非常に教育委員会を含めて努力されて、執行部はそれに対して補助金を出して一生懸命応援していただいておりますということで、非常にありがたいと思っております。やっぱり食の安全ということで、去年からそういう話がありますが、きのうの若原議員の質問でもありましたように、食ということについては、やっぱり教育の中の一環として取り入れておるといようなお話がありました。昨今の中で、教育の中では「早寝・早起き・朝御飯」といようなお話も実はあります。

私、これで提案をさせてもらいたいんですが、家庭教育と学校教育の中で食の教育ということについて、これだけ重要ということをおっしゃってました。そうなったときに、朝ぐらいは家庭で御飯を食べたらどうだと。みんながそろって。じゃあ、その延長として、朝御飯を食べたなら、朝御飯の中で昼の弁当を、きょうは1カ月に1遍とか、そんなふうにして弁当を家庭の中で、子供を交えてつくられて持ってくるという日をつくったらどうかと。このことについては誤解のないように、ひとつお願いを前もって申し上げていきますけど、ここに私は学校給食の給食費ということが書いてありますので、給食費の値上げを防ぐためにこういうことを家庭に言うんだということではありませんので、その辺は誤解のないように、ひとつよろしくお願いしたいと思います。それで、この中で214円については、これはいつまで、教育長さん、維持できるか、その辺のことについてちょっとお伺いしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

教育長（白木裕治君）

ただいま給食費につきまして御質問があったわけでございますけれども、今議員がおっしゃっていただきましたように、本巢市の給食費でございますが、近隣市町村と比較しましても同様、または低額になるようにということで設定がされておりました、豊かで安全な給食を提供できるように現在努めているところでございます。

弁当の日のお話も今いただいたわけでございますけれども、今年度から、これは給食費軽減のためということではないということ伺わせていただいたわけで、家庭のお母さん、そして御家族の方が子供のために食事を、お弁当をつくる。さらには、子供もそのことから親とのつながりを持ちながらという、一つの食の教育の一環として受けとめさせていただいたわけでございますけれども、さらにもう一つ、議員御心配いただいておりますことは、今年度からそれに匹敵するぐらいの私は値打ちがあるというふうにしておるわけでございますけれども、「ふるさと食材の日」を設けさ

せていただいておりますので、大変給食費が今後どれくらいまで維持できるのかということで御心配いただいていると思うわけでございます。この事業実施に伴う給食費への影響でございますが、これは昨年までと比較いたしまして、本巢市、また岐阜県産の食材を導入することによりまして、昨年度と比較しまして食材の種類によってはでございますが、やや高目になることもございます。しかしながら、新年度予算で本巢市の場合にはお認めいただいておりますように、この地産地消事業に対しまして一般財源からの補てんをいただいておりますので、御心配いただくような給食費への影響は、現段階ではございませんので御安心いただければと、そんなことを思っております。以上でございます。

〔15番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

上谷君。

15番（上谷政明君）

教育長さん、ひとつ本巢市を担う子供のためでございますので、その辺だけひとつ御理解を願いまして、また市長さんもそれに協力していただくということは、もう初めからわかっておりますので、ひとつその辺をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、最後の4点目ですが、市の遊休地についてお尋ねします。

この遊休地について、現在、管理と活用状況について、まずお尋ねしたいと思います。どのような今管理をしてみえて活用状況をされておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を総務部長に求めます。

総務部長 鷺見良雄君。

総務部長（鷺見良雄君）

市有地の管理状況につきましては、施設の統廃合によって不用になった土地等につきましては、有効に活用されない土地がございます。それらについては、現在、草刈りとか、そういう形の中で必要最低限度の維持管理を行っているところでございます。以上でございます。

〔15番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

上谷君。

15番（上谷政明君）

実はこの遊休地、普通財産になっておるかと思いますが、これにつきまして、以前売却を含めて考えていくというお話がありました。その中で、今、売却という話が進んでいないような気がしますが、売却についてどのような考えを持っておられるか、どうして売却されていくか。

そして、市には価格の物差しがあります。ということは、これ以下の金では売れないという市独特の物差しがあるんですが、私ども民間から考えますと、売れるものはある程度売って、そして売った段階から固定資産税とか、いろんな副産物がついてきて市の財政につながる、そして建物がで

きれば、またそれに対して固定資産税、中に償却財産があれば償却財産ということで、二重三重の収入が得られると私は思っておりますが、それで、なるべく早い時期に、今、普通財産、あいつたものについて売却計画がもしありましたら、どんなふうにして売却される予定なのか、その辺のことについてお伺いをしていきたいと思っております。

議長（後藤壽太郎君）

総務部長 鷲見良雄君。

総務部長（鷲見良雄君）

それでは、売買を含めた今後の見通しについて御回答を申し上げます。

先ほど御説明申し上げましたように、現在、普通財産と申しますか、行政財産として現在有効に活用していない土地につきましては、それぞれの地域であるわけでございますが、施設の統廃合などによって不用となった土地とか有効に活用されていない土地は、市が現在課題として掲げてございます事業用の代替地とか、そういうものにも充てられるということも考えられます。普通財産のそれらについては、各部局長でつくっております庁議でそれらの内容について、利活用についての検討をしていくということが基本になるかと思っております。

それから、本巢市の普通財産売払い事務取扱要綱第2条によりますと、普通財産を運用することが公益上、または財政運営上不用であると認められるものについては順次売り払っていくということになっておりますので、そのような考え方で進めたいと思っております。

また、売り払い方法につきましては、基本的には一般競争入札とか随意契約の方法によるということございまして、その土地単独で利活用できるものについては、市の広報紙やホームページなどで周知しながら、公正な競争のもとに処分をすべきものと考えております。

また、単独で利用できない土地については、随意契約とかその他の方法によるわけでございますが、いずれにしても、処分する土地が、立地とか形状がそれぞれ異なっておりますので、それらに対しまして最も適した処分方法を考えていくというのが基本でございます。

また、価格について御質問がございました。売り払い価格につきましては、普通財産評価基準によりまして単独で利活用が可能な土地を売り払う場合には、一定規模500平米という条件を持っておりますが、基本的には不動産鑑定士による鑑定価格を基準にして考えていくということで、先ほど500平米と申しましたが、500平米以下の土地は取引事例法、周辺の取引の実態等にも合わせながら、それらを参考にして、やはりこれも適正な価格による売り払いが必要と考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。以上でございます。

〔15番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

上谷君。

15番（上谷政明君）

これから進めていきたいというようなお話の上においての答弁があったかと思っておりますが、これから進めたいんじゃないじゃなくて、もう進めておられないかん状態であるではなかったかなと思っております。

す。ということは、行財政改革で、とても今これからの本巢市のこと、先ほど1点目に御質問しました下水道のことにつきましても、財源的に非常に難しい。下水道、水道も含めまして133億5,000万、約51.6%の地方債の残高ということ为先ほど説明がありましたけど、そういう中において新規事業、先ほどもありましたスクラップ・アンド・ビルドということで、古いものを壊して新しいものをつくっていくんだというようなお話がありました。この土地の売り払いも、既成概念、今、不動産鑑定士にかけてというお話がありましたけど、実勢価格に伴わぬ不動産鑑定士の価格もいけませんけど、実勢価格に伴うような金額で、なるべく早く売却されて、そのお金が別の方で活用されることを願っておりますので、ひとつその辺を御理解願いまして、頑張るとにかく早く売っていただくということで、よろしくお願ひしたいと思います。

もう時間もいっぱいになりました。市長さんに要望だけ申し上げていきますけど、きょうの一般質問には市長さんと副市長さんの答弁は求めておりません。なぜかといいますと、これお話をしても結論が出ませんので、とにかく頑張るとやっていたとということが第1段階でございますので、ひとつ最善の努力をしていただきまして、本巢市のために御尽力方願っていきたく思いますので、よろしくお願ひしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

散会の宣告

議長（後藤壽太郎君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

6月26日午前9時から本会議を開会したいと思いますので、御参集いただきますようお願い申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさんでした。

午後2時05分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員